

山口県地域防災計画

新旧対照表 (震災対策編)

(案)

山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p>																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>勧告</u>、<u>助言</u>に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国地方 環境事務所</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国管区警察局	(略)	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関すること。 	(略)		中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>勧告</u>、<u>助言</u>に関すること。 	(略)		中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>中国四国</u>管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</u> 3 <u>災害時における非常用通信の運用監督に関すること。</u> 4 <u>非常通信協議会の指導育成に関すること。</u> 5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>助言</u>に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国地方 環境事務所</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 <u>家庭動物の保護等に係る支援に関すること。</u> 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>中国四国</u> 管区警察局	(略)	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</u> 3 <u>災害時における非常用通信の運用監督に関すること。</u> 4 <u>非常通信協議会の指導育成に関すること。</u> 5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</u> 	(略)		中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>助言</u>に関すること。 	(略)		中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 <u>家庭動物の保護等に係る支援に関すること。</u> 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 	(略)		<p>機関名変更</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>他計画との表現の整合</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
中国管区警察局	(略)																																					
(略)																																						
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。 2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関すること。 3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。 4 通信機器の供給の確保に関すること。 5 災害対策用移動電源車の貸与に関すること。 																																					
(略)																																						
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>勧告</u>、<u>助言</u>に関すること。 																																					
(略)																																						
中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 																																					
(略)																																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
<u>中国四国</u> 管区警察局	(略)																																					
(略)																																						
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u> 2 <u>電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</u> 3 <u>災害時における非常用通信の運用監督に関すること。</u> 4 <u>非常通信協議会の指導育成に関すること。</u> 5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</u> 																																					
(略)																																						
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局の一部港湾・海域のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への<u>助言</u>に関すること。 																																					
(略)																																						
中国四国地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2 <u>家庭動物の保護等に係る支援に関すること。</u> 3 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。 																																					
(略)																																						
<p>4 自衛隊（1-1-8）</p>																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛<u>省</u>の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛<u>省</u>の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。 	<p>誤記修正</p>																												
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。 																																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	<ol style="list-style-type: none"> 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛<u>省</u>の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。 																																					
<p>5 指定公共機関（1-1-9）</p>																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>列車の運転規制に関すること。</u> 2 <u>列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。</u> 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)		日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>列車の運転規制に関すること。</u> 2 <u>列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。</u> 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)</td> <td> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貨物列車の運行状況の広報に関すること。</u> 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>KDDI株式会社</u> <u>(中国総支社)</u></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)		日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貨物列車の運行状況の広報に関すること。</u> 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 	(略)		<u>KDDI株式会社</u> <u>(中国総支社)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> 	<p>表現の適正化</p> <p>機関の追記</p>																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>列車の運転規制に関すること。</u> 2 <u>列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。</u> 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 																																					
(略)																																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)																																						
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貨物列車の運行状況の広報に関すること。</u> 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。 																																					
(略)																																						
<u>KDDI株式会社</u> <u>(中国総支社)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> 2 <u>災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> 3 <u>被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> 																																					

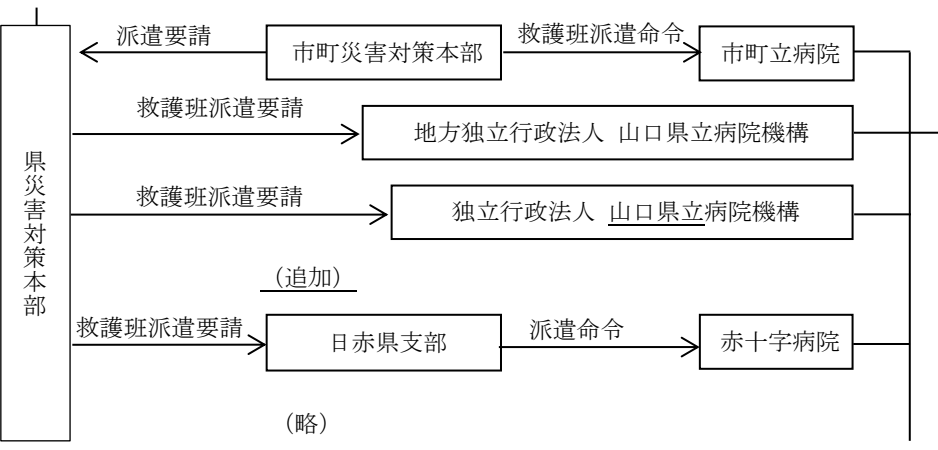
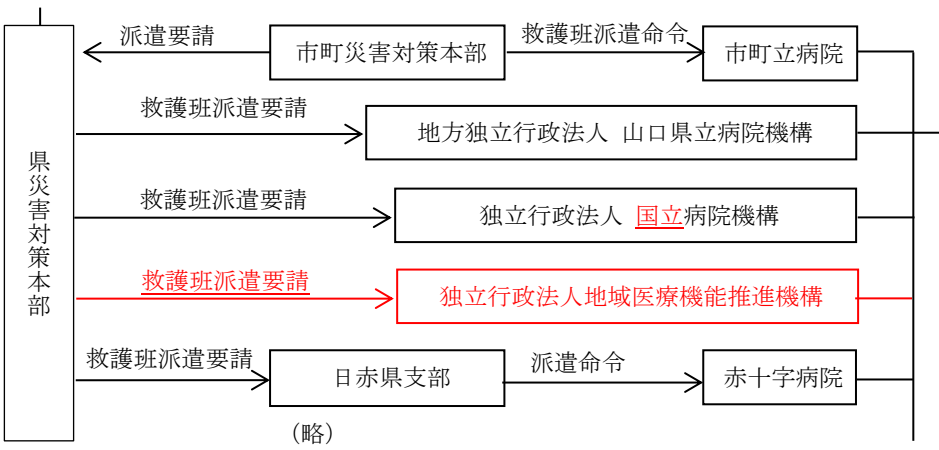
現 行	修 正 案		備 考																																																																																	
<p>第6節 地震防災戦略（1-1-11）</p> <p>東南海・南海地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、県及び関係市町は、国が策定した、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。</p> <p>また、地震防災戦略が対象とする東南海・南海地震等大規模地震以外の地震についても、県及び市町は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。</p> <p>第5章 山口県地震防災戦略（1-5-1）</p> <p>第1編第1章第6節に記載する国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標として、本県で想定される地震について実施した被害想定をもとに、人的被害、経済被害の軽減に向けた減災目標、具体目標等から構成する「山口県地震防災戦略」を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策を推進するものとする。</p> <p>なお、策定にあたっては、「山口県地震防災対策推進検討委員会」において、専門的な立場からの意見等を得ながら検討を進めた。</p> <p>第1節 減災目標</p> <p>第1項 対象期間</p> <p>平成21年度から平成30年度までの10年間とする。なお、3年ごとに達成状況等のフォローアップを行うこととする。</p> <p>第2項 減災目標</p> <p>本県に被害をもたらすと予測される地震における死者数を7割減少、経済被害額を6割減少させることとする。</p> <p>対象地震は、「東南海・南海地震」、「安芸灘～伊予灘の地震」、「大竹断層地震」、「菊川断層地震」、「大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）地震」、「大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）」、「中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）地震」とし、想定地震ごとの減災目標は、下記のとおりとする。</p> <p>想定地震ごとの死者数減災目標（人、％）</p> <table border="1" data-bbox="160 1377 1234 1650"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定死者数</th> <th>減災効果</th> <th>目標</th> <th>減災率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東南海・南海地震</td> <td>11</td> <td>Δ 11</td> <td>0</td> <td>Δ 100%</td> </tr> <tr> <td>安芸灘～伊予灘の地震</td> <td>31</td> <td>Δ 31</td> <td>0</td> <td>Δ 100%</td> </tr> <tr> <td>大竹断層</td> <td>1,507</td> <td>Δ 1,117</td> <td>390</td> <td>Δ 74%</td> </tr> <tr> <td>菊川断層</td> <td>245</td> <td>Δ 165</td> <td>80</td> <td>Δ 67%</td> </tr> <tr> <td>大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）</td> <td>506</td> <td>Δ 406</td> <td>100</td> <td>Δ 80%</td> </tr> <tr> <td>大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）</td> <td>1,000</td> <td>Δ 780</td> <td>220</td> <td>Δ 78%</td> </tr> <tr> <td>中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）</td> <td>97</td> <td>Δ 77</td> <td>20</td> <td>Δ 79%</td> </tr> </tbody> </table> <p>想定地震ごとの経済被害額減災目標（兆円、％）</p> <table border="1" data-bbox="160 1688 1234 1961"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定被害額</th> <th>減災効果</th> <th>目標</th> <th>減災率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東南海・南海地震</td> <td>0.5</td> <td>Δ 0.35</td> <td>0.15</td> <td>Δ 70%</td> </tr> <tr> <td>安芸灘～伊予灘の地震</td> <td>0.4</td> <td>Δ 0.24</td> <td>0.16</td> <td>Δ 60%</td> </tr> <tr> <td>大竹断層</td> <td>3.5</td> <td>Δ 2.05</td> <td>1.45</td> <td>Δ 58%</td> </tr> <tr> <td>菊川断層</td> <td>1.6</td> <td>Δ 0.92</td> <td>0.68</td> <td>Δ 57%</td> </tr> <tr> <td>大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）</td> <td>1.2</td> <td>Δ 0.78</td> <td>0.42</td> <td>Δ 65%</td> </tr> <tr> <td>大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）</td> <td>2.6</td> <td>Δ 1.65</td> <td>0.95</td> <td>Δ 63%</td> </tr> <tr> <td>中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）</td> <td>1.3</td> <td>Δ 0.81</td> <td>0.49</td> <td>Δ 62%</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	想定死者数	減災効果	目標	減災率	東南海・南海地震	11	Δ 11	0	Δ 100%	安芸灘～伊予灘の地震	31	Δ 31	0	Δ 100%	大竹断層	1,507	Δ 1,117	390	Δ 74%	菊川断層	245	Δ 165	80	Δ 67%	大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	506	Δ 406	100	Δ 80%	大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	1,000	Δ 780	220	Δ 78%	中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	97	Δ 77	20	Δ 79%	想定地震	想定被害額	減災効果	目標	減災率	東南海・南海地震	0.5	Δ 0.35	0.15	Δ 70%	安芸灘～伊予灘の地震	0.4	Δ 0.24	0.16	Δ 60%	大竹断層	3.5	Δ 2.05	1.45	Δ 58%	菊川断層	1.6	Δ 0.92	0.68	Δ 57%	大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	1.2	Δ 0.78	0.42	Δ 65%	大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	2.6	Δ 1.65	0.95	Δ 63%	中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	1.3	Δ 0.81	0.49	Δ 62%	<table border="1" data-bbox="1406 138 2579 264"> <tr> <td>ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク 技術部)</td> <td> <u>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> <u>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> <u>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u> </td> </tr> </table> <p>(削除) (1-1-11)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) (1-5-1)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク 技術部)	<u>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> <u>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> <u>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u>	<p>対象期間終了</p> <p>対象期間終了</p> <p>対象期間終了</p>
想定地震	想定死者数	減災効果	目標	減災率																																																																																
東南海・南海地震	11	Δ 11	0	Δ 100%																																																																																
安芸灘～伊予灘の地震	31	Δ 31	0	Δ 100%																																																																																
大竹断層	1,507	Δ 1,117	390	Δ 74%																																																																																
菊川断層	245	Δ 165	80	Δ 67%																																																																																
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	506	Δ 406	100	Δ 80%																																																																																
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	1,000	Δ 780	220	Δ 78%																																																																																
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	97	Δ 77	20	Δ 79%																																																																																
想定地震	想定被害額	減災効果	目標	減災率																																																																																
東南海・南海地震	0.5	Δ 0.35	0.15	Δ 70%																																																																																
安芸灘～伊予灘の地震	0.4	Δ 0.24	0.16	Δ 60%																																																																																
大竹断層	3.5	Δ 2.05	1.45	Δ 58%																																																																																
菊川断層	1.6	Δ 0.92	0.68	Δ 57%																																																																																
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	1.2	Δ 0.78	0.42	Δ 65%																																																																																
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	2.6	Δ 1.65	0.95	Δ 63%																																																																																
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	1.3	Δ 0.81	0.49	Δ 62%																																																																																
ソフトバンク株式会社 (中国ネットワーク 技術部)	<u>1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。</u> <u>2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。</u> <u>3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。</u>																																																																																			

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 具体的な取組</p> <p>第1項 人的被害の軽減</p> <p>1 住宅等建築物の耐震化の促進</p> <p>(1) 住宅等建築物の耐震化の促進 住宅等建築物の耐震化を進めるため、市町の耐震診断・耐震改修への補助制度の周知と活用を図り、計画的に耐震化の促進を図る。 また、地震ハザードマップの作成に向けた取組を実施する。</p> <p>(2) 公共施設等の耐震化の推進 多数の者が利用する公共施設や庁舎などの耐震化を着実に推進するとともに、病院や社会福祉施設等の個別建物の耐震化を促進する。</p> <p>(3) 家具類の固定 住宅や事業所等の居住空間内の安全確保を図るため、パンフレット等を活用して、家具・家電製品の固定、事業所等におけるロッカー、OA機器等の固定の必要性の周知を図るほか、講習会の開催など普及促進に向けた施策を検討する。</p> <p>2 出火防止</p> <p>(1) 住宅等建築物の耐震化の促進 ※再掲</p> <p>(2) 自主防災組織の育成・充実 自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、人材育成等を図り、初期消火率及び発災時の救出救助活動など、地域での総合的な防災力を向上させる。</p> <p>(3) 消防力の充実・強化 消防の広域化の推進をはじめ、消防団員の確保に向けた取組をさらに強化し、地域防災力の更なる向上を図るほか、耐震性貯水槽の整備など災害に強い消防水利の確保に努める。</p> <p>(4) 密集市街地の整備等 老朽木造住宅が密集していること等により地震発生時に大規模な火災の可能性がある密集市街地の解消を促進するため、地区内の不燃化、避難地・避難路の整備を促進する。</p> <p>(5) 緊急地震速報の普及促進 地震発生を迅速に伝達し、住民の身の安全の確保、出火防止を図るため、緊急地震速報の普及促進を図るとともに、緊急地震速報を活用した防災訓練の実施等を促進する。</p> <p>3 外部空間における安全確保</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所対策 急傾斜地や地すべり、山腹崩壊等による土砂災害の発生するおそれのある危険箇所のうち、一定規模の保全人家戸数を有している箇所等において、引き続き計画的な事業の推進を図る。 また、土砂災害警戒区域等を指定公表することにより、安全な土地利用の誘導を図るとともに、市町による土砂災害ハザードマップの作成・整備を促進する。</p> <p>(2) 宅地耐震化推進事業の促進 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地について、市町と連携し、大規模盛土造成地マップを作成し住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて滑動崩落防止工事の実施等を促進する。</p> <p>(3) 津波防護施設の整備 瀬戸内海沿岸部の市町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、海岸保全施設の整備をはじめ、排水機場の自動始動化、遠隔監視、水門の電動化や破堤防止対策を進める。</p> <p>(4) 津波・高潮ハザードマップの整備 津波・高潮ハザードマップの整備により、浸水や避難等の情報を住民にわかりやすく提供し、防災意識の向上や、津波・高潮からの被害の軽減を図る。</p> <p>(5) 道路橋等の耐震補強 緊急輸送道路のネットワークを確保するため、優先的に輸送を確保しなければならないルート上の橋梁については、計画的に耐震補強を実施していることから、引き続き整備を推進し、それ以外の橋梁等についても計</p>	<p>(削除)</p>	<p>対象期間終了</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>画的かつ速やかに整備を推進する。</u></p> <p><u>(6) 危険ため池の整備</u> <u>保全人家を有し、公共施設等に大きな影響を及ぼすと想定される老朽化の著しい危険ため池について、施設の危険度に応じて整備を実施する。</u></p> <p><u>4 応急対策</u></p> <p><u>(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の充実・強化</u> <u>災害派遣医療チームのさらなる整備を促進し、隊員の養成・拡大を図る。</u></p> <p><u>(2) 救助・救出資機材等の整備</u> <u>医療救護活動等に必要な医薬品等の備蓄・調達体制を整備するほか、福祉避難所等における災害用福祉用具の備蓄の促進を図る。</u> <u>また、救助・救命効果の向上を図るための必要資機材のさらなる整備を図る。</u></p> <p><u>(3) ドクターヘリ等を活用した救急医療体制の構築</u> <u>重篤な救急患者の救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等を活用した救急医療体制の構築を図る。</u></p> <p><u>(4) 食糧・飲料水等備蓄体制の確立</u> <u>一定期間の住民による家庭内備蓄の充実に加え、県・市町による救援物資等の備蓄及び供給体制の確立を図る。</u></p> <p><u>(5) 要配慮者支援対策の推進</u> <u>一人ひとりの要配慮者のための避難支援計画の策定、介護支援者の確保、避難所生活での対策を進めるなど、要配慮者支援対策をさらに推進する。</u> <u>また、避難施設等における段差の解消等、バリアフリー化を推進する。</u></p> <p><u>(6) 防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段の整備</u> <u>防災行政無線（同報系）をはじめ、災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。</u></p> <p><u>第2項 経済被害額の軽減</u></p> <p><u>1 資産喪失による被害額の軽減</u> <u>住宅等建築物の倒壊（特に住宅の資産喪失額が大きな割合を占める）による被害額が大きく、人的被害の軽減とあわせて経済被害額を軽減させるためにも、住宅等建築物の耐震化を促進する。</u> <u>また、ライフライン施設、交通施設などの社会基盤や土砂災害対策がされていない危険箇所への被害軽減に向けた対策を計画的かつ速やかに推進していく。</u></p> <p><u>2 間接被害額の軽減</u></p> <p><u>(1) 耐震強化岸壁の整備</u> <u>三方を海に囲まれた本県の地形的特徴から、県管理港湾については、災害時の応急対策活動を進める上で非常に重要な拠点となることから、港湾における耐震強化岸壁の計画的かつ速やかな整備を図る。あわせて、漁港における耐震化を促進する。</u></p> <p><u>(2) 石油コンビナート被害の軽減</u> <u>危険物の施設を有する石油コンビナート地区では、地震により周辺市街地への被害波及なども懸念されることから、引き続き石油コンビナート等災害防止法に基づく対策を進めるとともに、総合防災訓練等を行う。</u></p> <p><u>(3) 工業用水道施設等の耐震化</u> <u>工業用水道施設の被災に伴う断水による企業の操業停止などの影響を軽減するため、主要管路の二条化・ループ化等を計画的かつ速やかに推進するとともに、耐震性の低い管路については、更新時にあわせ、耐震性の高い管路への転換を行う。</u></p> <p><u>(4) 企業等における事業継続計画（BCP）の取組促進</u> <u>発災時における企業の事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事業継続計画（BCP）の策定等への取組を促進する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>対象期間終了</p>

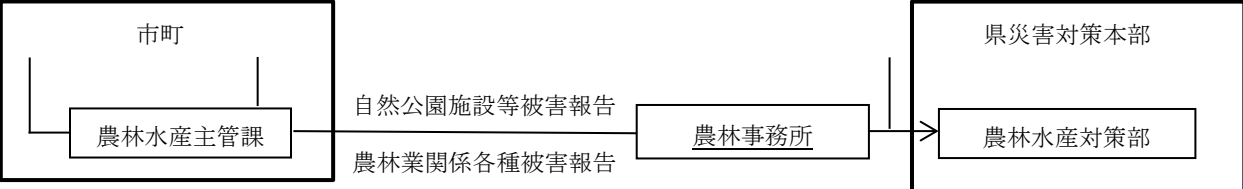
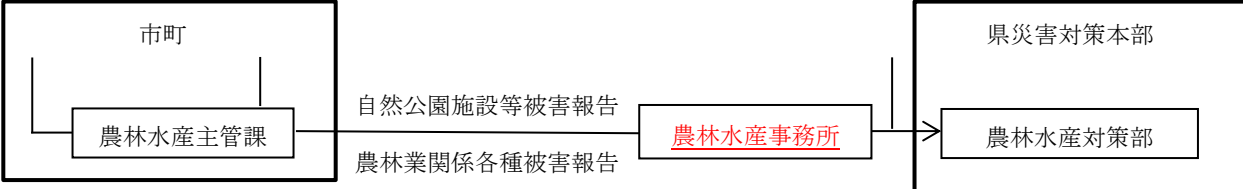
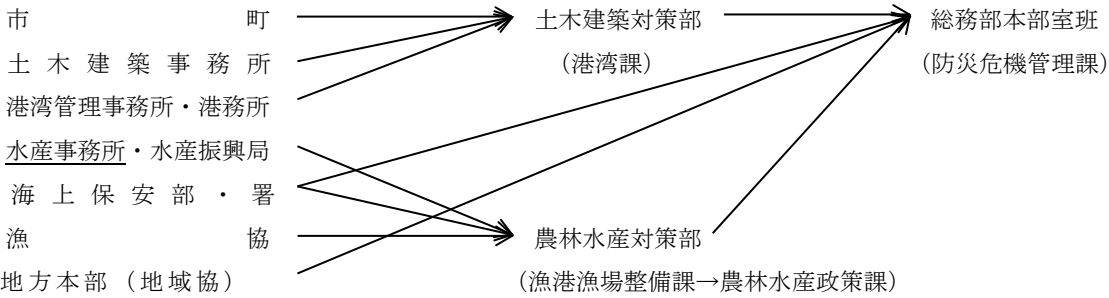
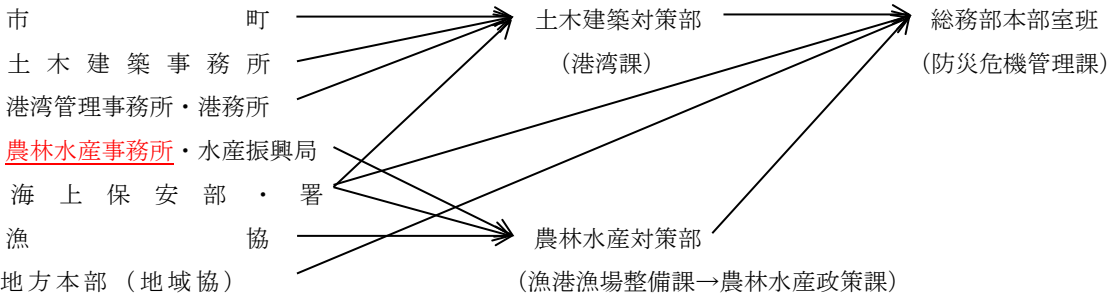
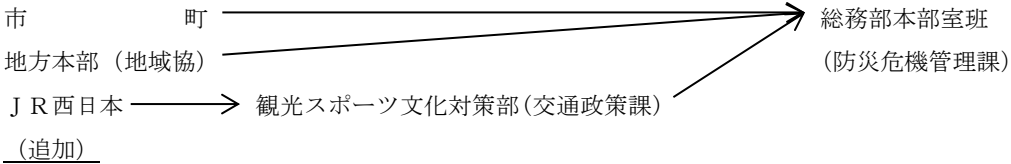
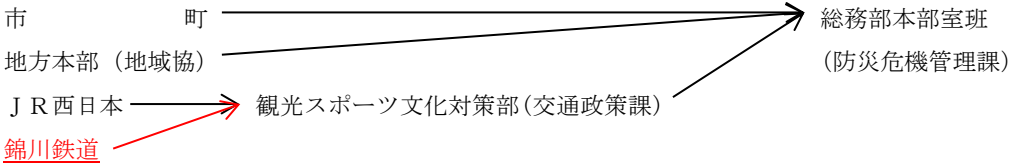
現 行	修 正 案	備 考
<p>(5) <u>ライフライン施設の耐震化等の促進</u> <u>ライフライン施設の耐震化をはじめ、応急復旧体制等の確立に向けた応急用資機材の整備等を促進する。</u></p> <p>(6) <u>共同溝の整備</u> <u>安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、安定したライフラインの実現等の観点から整備を進めている共同溝について、引き続き計画的に整備を推進する。</u></p> <p>第3項 その他</p> <p>1 重要文化財保護と孤立集落対策</p> <p>(1) <u>重要文化財建造物の耐震化・防災対策の推進</u> <u>重要文化財建造物の耐震診断・耐震補強など、文化遺産の所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、防火訓練の定期的な実施などの防災対策を促進する。</u></p> <p>(2) <u>孤立集落対策の推進</u> <u>孤立する可能性のある集落内における有効な通信手段の確保・維持をはじめ、物資供給や救助活動に向けたヘリポートの確保・整備、集落内で一定期間自立できる程度の食糧・飲料水等の備蓄を促進する。</u></p> <p>2 防災知識に関する広報の充実・強化</p> <p>(1) <u>地域防災拠点施設の活用</u> <u>東南海・南海地震防災対策推進地域である周防大島町に整備された大島防災センターにおいて、防災意識を啓発する防災教育等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>総合的な情報提供窓口の設置</u> <u>住宅等建築物の耐震化をはじめ、地震による被害軽減に向けた取組を総括的にサポートするための情報提供窓口の設置に向けた検討を行う。</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(3) <u>災害時の家庭内の連絡体制の確保</u> <u>(追加)</u></p> <p>(4) その他</p> <p>第2章 防災活動の促進</p> <p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>第3項 自主防災組織</p> <p>2 災害時の活動（2-2-3）</p> <p>(1) <u>災害情報の収集及び伝達</u> <u>(追加)</u></p> <p>(2) <u>初期消火等の実施</u></p> <p>(3) <u>救出・救護の実施及び協力</u></p> <p>(4) <u>避難誘導の実施</u></p> <p>(5) <u>炊き出し、救助物資の配布に対する協力</u></p> <p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気（中国電力(株)、県（企業局））</p> <p>1 中国電力(株)</p>	<p>(削除)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(3) <u>災害時の家庭内の連絡体制の確保</u></p> <p>(4) <u>災害時の地域内の避難体制の確保</u></p> <p>(5) その他</p> <p>第2章 防災活動の促進</p> <p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>第3項 自主防災組織</p> <p>2 災害時の活動（2-2-3）</p> <p>(1) <u>災害情報の収集及び伝達</u></p> <p>(2) <u>率先避難や避難の呼びかけの実施</u></p> <p>(3) <u>初期消火等の実施</u></p> <p>(4) <u>救出・救護の実施及び協力</u></p> <p>(5) <u>避難誘導の実施</u></p> <p>(6) <u>炊き出し、救助物資の配布に対する協力</u></p> <p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気（中国電力(株)、県（企業局））</p> <p>1 中国電力(株)</p>	<p>対象期間終了</p> <p>避難行動促進に向けた取組を追記</p> <p>避難行動促進に向けた取組を追記</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 送電設備 架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動を上回るため、<u>国基準</u>に基づき設計する。</p> <p>第6章 土砂・地盤災害の予防 第2節 地盤災害の予防 第2項 造成地の予防対策（2-6-3） 造成地に発生する災害の防止については、<u>宅地造成開発許可</u>及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。</p> <p>第7章 災害情報体制の整備 第1節 災害情報の収集、連絡体制 第1項 情報通信体制の確保 2 通信網の拡充整備（2-7-2） (1) 県 ウ 県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備 県庁と出先機関の間には<u>多重無線回線で接続されている。今後、IP型データ転送に対応できるよう更なる整備充実を図っていくものとする。</u></p> <p>第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制（2-8-3） 第1項 県 7 業務継続計画（BCP）の策定等 県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、<u>市町においても市町自体が被災した場合に備えて業務継続計画（BCP）の作成をしよう助言する。</u></p> <p>第2項 市町及び防災関係機関 市町及び防災関係機関においても、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画の作成に努めるものとする。</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制 第1項 協定の締結 1 県における協定の締結 (9) 応急対策業務に関する協定（2-8-4） チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定 <u>（追加）</u></p> <p>第9章 避難予防対策 第1節 市町の避難計画 第12項 被災者支援（2-9-5） 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(3) 送電設備 架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動を上回るため、<u>同基準</u>に基づき設計する。</p> <p>第6章 土砂・地盤災害の予防 第2節 地盤災害の予防 第2項 造成地の予防対策（2-6-3） 造成地に発生する災害の防止については、<u>開発許可</u>及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。</p> <p>第7章 災害情報体制の整備 第1節 災害情報の収集、連絡体制 第1項 情報通信体制の確保 2 通信網の拡充整備（2-7-2） (1) 県 ウ 県庁と出先機関及び防災関係機関との間における通信回線の整備 県庁と出先機関の間は<u>IP型データ転送に対応した多重無線回線を整備している。</u></p> <p>第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制（2-8-3） 第1項 県 6 業務継続計画（BCP）の策定等 県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）<u>や受援計画、応援計画を策定する。また、市町に業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を作成するよう助言する。</u></p> <p>第2項 市町及び防災関係機関 市町及び防災関係機関においても、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画<u>や受援計画、応援計画</u>の作成に努めるものとする。</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制 第1項 協定の締結 1 県における協定の締結 (9) 応急対策業務に関する協定（2-8-4） チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定 <u>ツ （一社）山口県建築協会との協定</u></p> <p>第9章 避難予防対策 第1節 市町の避難計画 第12項 被災者支援（2-9-5） 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、<u>被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた</u>住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>整備完了</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>協定の追加</p> <p>被災者生活再建支援システム導入に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>[医療救護活動体系図] (2-10-3)</p>  <p>1 県 (2-10-4)</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成や関係機関・関係団体との連携強化を推進する。</p> <p>第15章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第4節 ボランティア支援体制の整備・強化</p> <p>第1項 平常時における支援体制の整備 (2-15-3)</p> <p>県及び市町は、災害時におけるボランティア支援体制の強化を図るため、その支援に努める。</p> <p>第16章 施設、設備等の応急復旧体制</p> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制</p> <p>第6項 通信事業者 (2-16-3)</p> <p>通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p>また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織 (3-1-3)</p> <table border="1" data-bbox="231 1848 608 2005"> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長 危機管理監 総合企画部長 (略)</td> </tr> </table>	本部員	総務部長 危機管理監 総合企画部長 (略)	<p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>[医療救護活動体系図] (2-10-3)</p>  <p>1 県 (2-10-4)</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。</p> <p>第15章 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第4節 ボランティア支援体制の整備・強化</p> <p>第1項 平常時における支援体制の整備 (2-15-3)</p> <p>県及び市町は、<u>社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。</u></p> <p>第16章 施設、設備等の応急復旧体制</p> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制</p> <p>第6項 通信事業者 (2-16-3)</p> <p>1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p>また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。</p> <p>2 <u>通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u></p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織 (3-1-3)</p> <table border="1" data-bbox="1498 1848 1869 2005"> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長 <u>総務部理事(危機管理担当)</u> 総合企画部長 (略)</td> </tr> </table>	本部員	総務部長 <u>総務部理事(危機管理担当)</u> 総合企画部長 (略)	<p>誤記修正 防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正及び番号の追加</p> <p>組織改正</p>
本部員	総務部長 危機管理監 総合企画部長 (略)					
本部員	総務部長 <u>総務部理事(危機管理担当)</u> 総合企画部長 (略)					

現 行		修 正 案		備 考												
第2項 関係機関による措置事項																
関係機関	措 置 内 容															
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁本庁)	<p>1 大津波警報・津波警報・注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報(3-2-5)</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>(略)ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>制度</u>のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の 場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波 警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。</td> </tr> </tbody> </table>				種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	津波 警報	(略)	(略)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動												
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表													
津波 警報	(略)	(略)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。												
	<p>(2) 津波情報(3-2-6)</p> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって非難を止めてしまうと危険である。 <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。 															
	<p>(4) 緊急地震速報(3-2-8)</p> <p>ア 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、<u>震度5弱</u>以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。(略)</p> <p>注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p>															
	<p>(5) 地震情報の種類とその内容(3-2-8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> </tbody> </table>				地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。			
地震情報の種類	発表基準	内容														
(略)	(略)	(略)														
震源に関する情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。														
気象台 (緊急地震速報 については気 象庁本庁)	<p>1 大津波警報・津波警報・注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報(3-2-5)</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>(略)ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、<u>精</u><u>度</u>のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。<u>その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の 場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波 警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。 <u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</u></td> </tr> </tbody> </table>				種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	津波 警報	(略)	(略)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。 <u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</u>
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動												
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表													
津波 警報	(略)	(略)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。 <u>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</u>												
	<p>(2) 津波情報(3-2-6)</p> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって<u>避難</u>を止めてしまうと危険である。 <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表<u>しない</u>。 															
	<p>(4) 緊急地震速報(3-2-8)</p> <p>ア 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、<u>最大震度5弱</u>以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。(略)</p> <p>注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない<u>場合がある</u>。</p>															
	<p>(5) 地震情報の種類とその内容(3-2-8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> </tbody> </table>				地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。			
地震情報の種類	発表基準	内容														
(略)	(略)	(略)														
震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。														
	<p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>															

現 行			修 正 案			備 考															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																
各地の震度に関する情報	(略)	(略) ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。	各地の震度に関する情報	(略)	(略) ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 <u>その他の情報</u> （地震回数に関する情報）」で発表。		表現の適正化														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																
<p>(6) 地震活動に関する解説情報等（3-2-9）</p> <p>・地震解説資料</p> <p>担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>・管内地震活動図及び週間地震概況</p> <p>地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p>			<p>(6) 地震活動に関する解説資料等（3-2-9）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料（速報版）</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ※ホームページでの発表をしていない。</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料（詳細版）</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）</td> <td>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震活動図</td> <td>・定期（毎月初旬）</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・定期（毎週金曜）</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>			解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ※ホームページでの発表をしていない。	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。	表現の適正化
解説資料等の種類	発表基準	内容																			
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ※ホームページでの発表をしていない。	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。																			
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。																			
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																			
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの（都道府県内及び）〇〇地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。																			
(追加)			<p>(7) 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</p> <p>以下のいずれかに該当する場合に発表。</p> <p>①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</p> <p>②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。</p> <p>③南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合。</p> <p>イ 南海トラフ地震に関連する情報（定例）</p> <p>南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合において評価した調査結果を発表。</p>			表現の適正化															

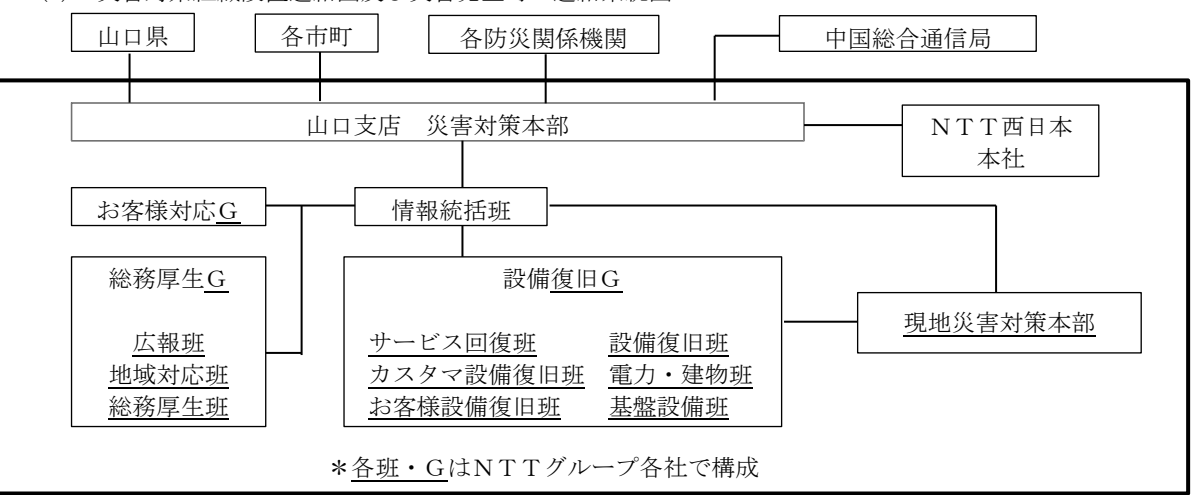
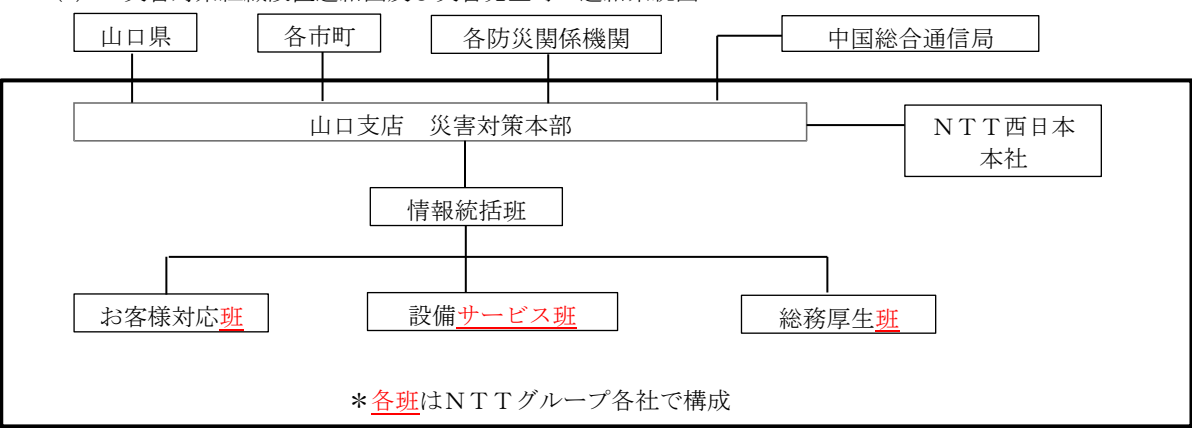
現 行		修 正 案		備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	
市	町	市	町	
5 県からの津波警報等の受信取り扱い 県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAXで送信されるが、 <u>止むを得ず地上系による場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信 用紙」により受信するものとする。</u>		5 県からの津波警報等の受信取り扱い 県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAXで送信されるが、 止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信 用紙」により受信するものとする。		表現の適正化
第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条） 1 土砂災害警戒情報の目的（3-2-13） 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の <u>自主避難</u> を支援することを目的とする。		第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条） 1 土砂災害警戒情報の目的（3-2-13） 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の 自主避難の判断 を支援することを目的とする。		表現の適正化
第2節 災害情報収集・伝達計画 第1項 情報収集・伝達連絡系統 1 情報収集連絡系統（3-2-18） (2) 市町から県への災害情報の報告		第2節 災害情報収集・伝達計画 第1項 情報収集・伝達連絡系統 1 情報収集連絡系統（3-2-18） (2) 市町から県への災害情報の報告		
				誤記修正
8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達（3-2-26） (1) 収集 市 町 土木建築事務所 港湾管理事務所・港務所 水産事務所・水産振興局 海上保安部・署 漁協 地方本部（地域協）		8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達（3-2-26） (1) 収集 市 町 土木建築事務所 港湾管理事務所・港務所 農林水産事務所 ・水産振興局 海上保安部・署 漁協 地方本部（地域協）		
				誤記修正
10 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達（3-2-27） (1) 収集 市 町 地方本部（地域協） JR西日本		10 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達（3-2-27） (1) 収集 市 町 地方本部（地域協） JR西日本 錦川鉄道		
				錦川鉄道を追加

現 行	修 正 案	備 考														
<p>第3節 通信運用計画 第1項 通信の確保 3 通信手段の確保が困難な場合 (2)防災関係機関の無線通信の利用(3-2-32)</p> <table border="1" data-bbox="160 300 1329 426"> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> <tr> <td>6 災害対策用移動電源車の借用</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事 項	措 置 事 項	6 災害対策用移動電源車の借用	(略)	<p>第3節 通信運用計画 第1項 通信の確保 3 通信手段の確保が困難な場合 (2)防災関係機関の無線通信の利用(3-2-32)</p> <table border="1" data-bbox="1421 300 2579 787"> <tr> <th>事 項</th> <th>措 置 事 項</th> </tr> <tr> <td>6 臨時災害放送用機器の借用</td> <td> <p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p><u>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】</u></p> <table border="1" data-bbox="1665 464 2564 625"> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td> <td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>7 災害対策用移動電源車の借用</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事 項	措 置 事 項	6 臨時災害放送用機器の借用	<p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p><u>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】</u></p> <table border="1" data-bbox="1665 464 2564 625"> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td> <td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。	7 災害対策用移動電源車の借用	(略)	<p>項目の追加及び番号の修正</p>
事 項	措 置 事 項															
6 災害対策用移動電源車の借用	(略)															
事 項	措 置 事 項															
6 臨時災害放送用機器の借用	<p>(1) 総務省(中国総合通信局)では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。</p> <p><u>【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】</u></p> <table border="1" data-bbox="1665 464 2564 625"> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> <tr> <td>臨時災害放送用機器 (FM送信機)</td> <td>機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。</td> </tr> </table> <p>(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。											
種 類	貸 与 条 件 等															
臨時災害放送用機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。															
7 災害対策用移動電源車の借用	(略)															
<p>第3章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第2項 傷病者の搬送 2 傷病者搬送体制の整備 (4) 航空搬送拠点の指定(3-3-4) 航空医療搬送拠点内には、広域航法医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設(SCU)を設置する。</p> <p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容 イ 県(3-3-6) (ウ) (略) ・地方独立行政法人山口県立病院機構 ・日赤山口県支部 ・独立行政法人国立病院機構 <u>(追加)</u> ・山口大学医学部 (略) キ 山口大学医学部附属病院(3-3-6) (イ) 県の要請により、医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。)を派遣するために、ドクターヘリを出動させる。</p> <p>第5項 医薬品・医療資器材の補給 2 血液製剤等の確保(3-3-13) (1) 各機関の対応 イ 日赤山口県支部 (エ) <u>輸血用血液の備蓄場所</u></p>	<p>第3章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第2項 傷病者の搬送 2 傷病者搬送体制の整備 (4) 航空搬送拠点の指定(3-3-4) 航空医療搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設(SCU)を設置する。</p> <p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容 イ 県(3-3-6) (ウ) (略) ・地方独立行政法人山口県立病院機構 ・日赤山口県支部 ・独立行政法人国立病院機構 <u>・独立行政法人地域医療機能推進機構</u> ・山口大学医学部 (略) キ 山口大学医学部附属病院(3-3-6) (イ) 県の要請により、医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。)の移動や患者の搬送を行うために、ドクターヘリを出動させる。</p> <p>第5項 医薬品・医療資器材の補給 2 血液製剤等の確保(3-3-13) (1) 各機関の対応 イ 日赤山口県支部 (エ) <u>血液製剤の備蓄場所は、原則、山口県内の3施設(県中央部：山口県赤十字血液センター 県西部：西部供給出張所 県東部：東部供給出張所)とする。</u></p>	<p>誤記修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>														

現 行	修 正 案	備 考																																			
<p>第6章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2)災害派遣時に実施する活動内容(3-6-10)</p> <table border="1" data-bbox="160 338 1329 464"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調達</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>1 日本貨物鉄道株式会社(3-7-7)</p> <p>災害り災者救じゅつ用寄贈品に対する運賃減免</p> <p>(1)割引対象となる災害の程度</p> <table border="1" data-bbox="160 821 1329 1026"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>地 域</th> <th>被 害 の 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">震 火 災</td> <td>都道府県、東京都のうち区 存する区域または5大都市</td> <td>1,000世帯以上の住家焼失又は倒壊</td> </tr> <tr> <td>その他の都市</td> <td>500世帯以上の住家焼失又は倒壊</td> </tr> <tr> <td>町 村</td> <td>200世帯以上の住家又は町村全住宅の焼失又は倒壊</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)被害状況のうち大破・半壊又は半焼は含まないものとする。</p> <p>(2)災害割引の条件</p> <table border="1" data-bbox="160 1106 1329 1913"> <thead> <tr> <th>災害 種別</th> <th>貨物の種類</th> <th>荷送人</th> <th>荷 受 人</th> <th>減免 期間</th> <th>条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">震 火 災</td> <td>り災者救じゅつ用寄贈品</td> <td>制限 しない</td> <td>り災地の知事、地方 事務所長(静岡県及 び兵庫県にあっては 県福祉事務所長)、 市区町村長、 日赤社長又は支部長</td> <td>1月</td> <td>1 託送の際、寄贈者が特に受取人を指 定することなく、無償でり災者に 寄贈 するものであることを申告した もの で、かつ、その配布方法について別に条 件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関 として権能をもたないものは、荷送 人 として認めないものとする。 3 寄贈品は、直接り災者を救助する た め必要と認められるものであって、商品 見本のように災害復旧用として将来必 要となるべきものを知事等あてに送ら れるものは含まないものとする。</td> </tr> <tr> <td>り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字 社の救護員が救護のた め使用する物品及びそ の使用後返送するもの</td> <td>官公庁 又は 日本赤 十字社</td> <td>官公庁又は 日本赤十字社</td> <td>1月</td> <td>託送の際、官公庁又は日本赤十字社にお いて、り災者救護のため使用する物品又は その返送品であることを申告すること。</td> </tr> </tbody> </table>	救助活動区分	活 動 内 容	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与	災害の種類	地 域	被 害 の 状 況	震 火 災	都道府県、東京都のうち区 存する区域または5大都市	1,000世帯以上の住家焼失又は倒壊	その他の都市	500世帯以上の住家焼失又は倒壊	町 村	200世帯以上の住家又は町村全住宅の焼失又は倒壊	災害 種別	貨物の種類	荷送人	荷 受 人	減免 期間	条 件 等	震 火 災	り災者救じゅつ用寄贈品	制限 しない	り災地の知事、地方 事務所長(静岡県及 び兵庫県にあっては 県福祉事務所長)、 市区町村長、 日赤社長又は支部長	1月	1 託送の際、寄贈者が特に受取人を指 定することなく、無償でり災者に 寄贈 するものであることを申告した もの で、かつ、その配布方法について別に条 件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関 として権能をもたないものは、荷送 人 として認めないものとする。 3 寄贈品は、直接り災者を救助する た め必要と認められるものであって、商品 見本のように災害復旧用として将来必 要となるべきものを知事等あてに送ら れるものは含まないものとする。	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字 社の救護員が救護のた め使用する物品及びそ の使用後返送するもの	官公庁 又は 日本赤 十字社	官公庁又は 日本赤十字社	1月	託送の際、官公庁又は日本赤十字社にお いて、り災者救護のため使用する物品又は その返送品であることを申告すること。	<p>第6章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2)災害派遣時に実施する活動内容(3-6-10)</p> <table border="1" data-bbox="1421 338 2591 464"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調達</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>1 日本貨物鉄道株式会社(3-7-7)</p> <p><u>災害時における県又は市町からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は広島支店に対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	救助活動区分	活 動 内 容	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与	<p>誤記修正</p> <p>具体的な取扱いが定められていないため</p>
救助活動区分	活 動 内 容																																				
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与																																				
災害の種類	地 域	被 害 の 状 況																																			
震 火 災	都道府県、東京都のうち区 存する区域または5大都市	1,000世帯以上の住家焼失又は倒壊																																			
	その他の都市	500世帯以上の住家焼失又は倒壊																																			
	町 村	200世帯以上の住家又は町村全住宅の焼失又は倒壊																																			
災害 種別	貨物の種類	荷送人	荷 受 人	減免 期間	条 件 等																																
震 火 災	り災者救じゅつ用寄贈品	制限 しない	り災地の知事、地方 事務所長(静岡県及 び兵庫県にあっては 県福祉事務所長)、 市区町村長、 日赤社長又は支部長	1月	1 託送の際、寄贈者が特に受取人を指 定することなく、無償でり災者に 寄贈 するものであることを申告した もの で、かつ、その配布方法について別に条 件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関 として権能をもたないものは、荷送 人 として認めないものとする。 3 寄贈品は、直接り災者を救助する た め必要と認められるものであって、商品 見本のように災害復旧用として将来必 要となるべきものを知事等あてに送ら れるものは含まないものとする。																																
	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字 社の救護員が救護のた め使用する物品及びそ の使用後返送するもの	官公庁 又は 日本赤 十字社	官公庁又は 日本赤十字社	1月	託送の際、官公庁又は日本赤十字社にお いて、り災者救護のため使用する物品又は その返送品であることを申告すること。																																
救助活動区分	活 動 内 容																																				
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与																																				

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8章 災害救助法の適用計画</p> <p>第6項 市町長の事務（3-8-7）</p> <p>2 罹災者台帳の作成 市町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「<u>罹災者台帳</u>」を速やかに作成するものとする。</p> <p>3 罹災証明書の発行 市町長は、救助の実施のため必要があるとき又は<u>罹災者</u>からの要求があったときは、「罹災証明書」を発行するものとする。</p> <p>(1) 罹災証明書は、「<u>罹災者台帳</u>」に基づき、発行するものとする。</p> <p>第10章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画（3-10-8） 地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害による<u>し尿</u>処理も困難になることが想定される。</p> <p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-11-5）</p> <p>2 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（<u>木材協会</u>）又は生産工場を通じて確保する。</p> <p>第15章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置（3-15-2）</p> <p>(5) その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など</p> <p>第16章 応急教育計画</p> <p>基本的な考え方（3-16-1） 大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。 幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、<u>特別支援学校</u>、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、(略)</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>1 応急対策（3-16-3）</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>ア 学校における災害時応急対策計画の策定指導</p> <p>(イ) <u>特別支援学校</u>及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）</p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>1 教科書の供給（3-16-5） 教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。</p>	<p>第8章 災害救助法の適用計画</p> <p>第6項 市町長の事務（3-8-7）</p> <p>2 <u>被災者台帳</u>の作成 市町長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、救助法による救助の実施について必要な「<u>被災者台帳</u>」を速やかに作成するものとする。</p> <p>3 罹災証明書の発行 市町長は、救助の実施のため必要があるとき又は<u>被災者</u>からの要求があったときは、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、「罹災証明書」を発行するものとする。</p> <p>(1) 罹災証明書は、「<u>被災者台帳</u>」に基づき、発行するものとする。</p> <p>第10章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画（3-10-8） 地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害に<u>より</u>し尿処理も困難になることが想定される。</p> <p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-11-5）</p> <p>2 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（<u>（一社）山口県木材協会</u>）又は生産工場を通じて確保する。</p> <p>第15章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第1節 一般ボランティアの支援体制</p> <p>第1項 県、市町社会福祉協議会の対応</p> <p>1 県災害ボランティアセンターの設置（3-15-2）</p> <p>(5) その他関係団体、NPO等、<u>中間支援組織</u>による救援活動の支援調整など</p> <p>第16章 応急教育計画</p> <p>基本的な考え方（3-16-1） 大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。 幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、<u>総合支援学校</u>、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、(略)</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>1 応急対策（3-16-3）</p> <p>(1) 事前対応</p> <p>ア 学校における災害時応急対策計画の策定指導</p> <p>(イ) <u>総合支援学校</u>及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）</p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>1 教科書の供給（3-16-5） 教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。</p>	<p>誤記修正 被災者生活再建支援システム導入に伴う修正</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>関係組織の追加</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>2 学用品の給与（3-16-6）</p> <p>(1) 給与対象</p> <p>住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）</p> <p>4 児童生徒等に対する就学援助（3-16-7）</p> <p>(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助</p> <p>イ 援助措置の内容</p> <p>(7) 児童、生徒に対する援助の種類</p> <p>学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費 <u>（追加）</u></p> <p>(2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励</p> <p>特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。</p> <p>これに必要な取り扱い内容等は以下による。</p> <p>ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握</p> <div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">特別支援学校長</div> → <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">県教育庁（文教対策部）</div> <p style="margin: 0 10px;">報告</p> </div>	<p>2 学用品の給与（3-16-6）</p> <p>(1) 給与対象</p> <p>住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）</p> <p>4 児童生徒等に対する就学援助（3-16-7）</p> <p>(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助</p> <p>イ 援助措置の内容</p> <p>(7) 児童、生徒に対する援助の種類</p> <p>学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費 <u>、卒業アルバム代等</u></p> <p>(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励</p> <p>総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。</p> <p>これに必要な取り扱い内容等は以下による。</p> <p>ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握</p> <div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">総合支援学校長</div> → <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">県教育庁（文教対策部）</div> <p style="margin: 0 10px;">報告</p> </div>	<p>表現の適正化</p> <p>種類の追加</p> <p>表現の適正化</p>																								
<p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力株式会社</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方（支社）（3-17-2）</p> <table border="1" data-bbox="163 1218 1329 1585"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害準備対策室)</td> <td>・ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策室)</td> <td>・ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (特別災害対策室)</td> <td>・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害応急対策（3-17-3）</p> <table border="1" data-bbox="163 1743 1329 2020"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>(略) ウ 伝達系統図 (7) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 基 準	警戒体制 (災害準備対策室)	・ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合	非常体制 (災害対策室)	・ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合	特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合	事 項	対 応 措 置	(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (7) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略)	<p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設</p> <p>第2項 中国電力株式会社</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方（支社）（3-17-2）</p> <table border="1" data-bbox="1424 1218 2591 1585"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害準備対策室)</td> <td>・ 台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合 ・ 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策室)</td> <td>・ 複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 特別非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (特別災害対策室)</td> <td>・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害応急対策（3-17-3）</p> <table border="1" data-bbox="1424 1743 2591 2020"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>(略) ウ 伝達系統図 (7) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 基 準	警戒体制 (災害準備対策室)	・ 台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合 ・ 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 非常体制が発令された事業所がある場合	非常体制 (災害対策室)	・ 複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 特別非常体制が発令された事業所がある場合	特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合	事 項	対 応 措 置	(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (7) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略)	<p>発令基準の変更</p>
区 分	発 令 基 準																									
警戒体制 (災害準備対策室)	・ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合																									
非常体制 (災害対策室)	・ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合																									
特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合																									
事 項	対 応 措 置																									
(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (7) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略)																									
区 分	発 令 基 準																									
警戒体制 (災害準備対策室)	・ 台風等が接近し、担当区域に一定の被害が予測される場合 ・ 複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 非常体制が発令された事業所がある場合																									
非常体制 (災害対策室)	・ 複数の事業所に非常体制が発令された場合、または防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 特別非常体制が発令された事業所がある場合																									
特別非常体制 (特別災害対策室)	・ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ・ 複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合																									
事 項	対 応 措 置																									
(3) 災害時における県への情報伝達	(略) ウ 伝達系統図 (7) (略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・ 時間内 (略)																									

現 行	修 正 案	備 考
<p>・休日、時間外</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 マネージャー（<u>広報</u>） TEL 090-5705-5382 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県(防災危機管理課) TEL 9 3 3 - 2 3 9 0 </div> </div>	<p>・休日、時間外</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 マネージャー（<u>総務</u>） TEL 090-5705-<u>5384</u> </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県(防災危機管理課) TEL 9 3 3 - 2 3 9 0 </div> </div>	<p>連絡先の変更</p>
<p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制（3-17-11）</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備復旧G」、「お客様対応G」及び「総務厚生G」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。</p> <p>2 災害情報連絡体制の確立</p> <p>(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図</p>  <p>(2) 災害情報の収集伝達概要</p> <p>ウ 災害対策情報の広報及び報告</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、<u>広報班</u>（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。</p> <p>(略)</p> <p>カ 社内外への災害情報の周知</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 社外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>広報班</u>から災害情報を提供する。 <p>3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備</p> <p>ア 非常用可搬型交換設備類</p> <p>災害により、NTTの交換設備等が被災したときの代替交換設備及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置（改良K3-1）、非常用可搬形遠隔収容装置（RT-BOX）及び大容量可搬形電源装置を備えている。</p>	<p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 災害時の応急活動体制（3-17-11）</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備<u>サービス班</u>」、「お客様対応<u>班</u>」及び「総務厚生<u>班</u>」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。</p> <p>2 災害情報連絡体制の確立</p> <p>(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図</p>  <p>(2) 災害情報の収集伝達概要</p> <p>ウ 災害対策情報の広報及び報告</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、<u>総務厚生班</u>（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。</p> <p>(略)</p> <p>カ 社内外への災害情報の周知</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 社外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総務厚生班</u>から災害情報を提供する。 <p>3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備</p> <p>ア 非常用可搬型<u>収容装置</u>類</p> <p>災害により、NTTの交換設備等が被災したとき <u>に運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。</u></p>	<p>名称の変更</p> <p>名称・体制の変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第19章 公共施設等の応急復旧計画 第3節 鉄道施設 第3項 応急復旧（3-18-16） 1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社 (4) 部外機関との連絡系統図 〔西日本旅客鉄道株式会社〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>【新幹線管理本部】 運転事故又は災害対策本部 電話 06-4805-7118</p> </div> <p>第19章 広域消防応援・受援に係る計画 第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画（3-19-6） 第1項 総則 1 目的 この計画は、山口県内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、(略)</p> <p>第2項 応援要請 1 本県への出動部隊 【指揮支援隊】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局</td> </tr> </table> <p>【航空部隊】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">島根県、愛媛県 岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出動準備航空部隊</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </table> <p>2 応援要請の手続き (1) 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。 (2) 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。 なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。 (3) 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式1-1により応援要請を行うものとする。</p>	指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）	広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局	第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）	島根県、愛媛県 岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市	出動準備航空部隊	東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	<p>第19章 公共施設等の応急復旧計画 第3節 鉄道施設 第3項 応急復旧（3-18-16） 1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社 (4) 部外機関との連絡系統図 〔西日本旅客鉄道株式会社〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>【新幹線管理本部】 運転事故又は災害対策本部 電話 06-4805-7119</p> </div> <p>第19章 広域消防応援・受援に係る計画 第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画（3-19-6） 第1項 総則 1 目的 この計画は、<u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、(略)</u></p> <p>第2項 <u>応援等の要請</u> 1 本県への出動部隊 【指揮支援隊】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、<u>熊本市消防局</u></td> </tr> </table> <p>【航空部隊】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">愛媛県、<u>高知県</u> <u>★島根県</u>、岡山県、岡山市、広島県、<u>☆広島市</u>、北九州市、福岡市、<u>大分県</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出動準備航空部隊</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京都、<u>★京都市</u>、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、<u>(削除)長崎県</u> 熊本県、<u>(削除)宮崎県</u>、鹿児島県</td> </tr> </table> <p><u>★：情報収集航空小隊の代替出動隊</u> <u>☆：指揮支援部隊長輸送航空小隊</u></p> <p>2 <u>応援等要請</u>の手続き (1) 緊急消防援助隊の<u>応援等要請当該要請に係る連絡</u>は、別紙第1のとおり行うものとする。 (2) 被災地の市町長は、<u>大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、山口県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。</u> <u>ア 災害の概況</u> <u>イ 出動が必要な区域や活動内容</u> <u>ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項</u> (3) <u>被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。</u> (4) <u>被災地の市町長は、知事に対して(2)の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡す</u></p>	指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）	広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、 <u>熊本市消防局</u>	第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）	愛媛県、 <u>高知県</u> <u>★島根県</u> 、岡山県、岡山市、広島県、 <u>☆広島市</u> 、北九州市、福岡市、 <u>大分県</u>	出動準備航空部隊	東京都、 <u>★京都市</u> 、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、 <u>(削除)長崎県</u> 熊本県、 <u>(削除)宮崎県</u> 、鹿児島県	<p>連絡先修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>
指揮支援隊の所属する消防本部（7消防本部）														
広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局														
第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）														
島根県、愛媛県 岡山県、岡山市、広島県、広島市、北九州市、福岡市														
出動準備航空部隊														
東京都、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県														
指揮支援隊の所属する消防本部（8消防本部）														
広島市消防局（指揮支援部隊長）、福岡市消防局（指揮支援部隊長代行） 北九州市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、 <u>熊本市消防局</u>														
第一次出動航空部隊（上段：情報収集航空部隊、下段：救助・救急航空部隊等）														
愛媛県、 <u>高知県</u> <u>★島根県</u> 、岡山県、岡山市、広島県、 <u>☆広島市</u> 、北九州市、福岡市、 <u>大分県</u>														
出動準備航空部隊														
東京都、 <u>★京都市</u> 、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、 <u>(削除)長崎県</u> 熊本県、 <u>(削除)宮崎県</u> 、鹿児島県														

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 知事は、被災地の市町長から<u>応援要請</u>がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して<u>運用要綱別記様式 1-1</u>により<u>応援要請</u>を行うものとする。</p> <p>(5) 知事は、緊急消防援助隊の<u>応援要請</u>を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p>3 <u>緊急消防援助隊の<u>応援決定通知</u></u> 知事は、長官から<u>運用要綱別記様式 2-3</u>により<u>応援決定通知</u>を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p>4 <u>被害情報等の報告</u> (1) <u>被災地の市町長は、緊急消防援助隊の<u>応援要請</u>後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。</u> ア <u>被害状況</u> イ <u>緊急消防援助隊の<u>応援</u>を必要とする地域</u> ウ <u>緊急消防援助隊の<u>任務</u></u> エ <u>その他必要な事項</u> (2) 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。</p> <p>5 <u>連絡体制</u> 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援要請時における<u>関係機関</u>の連絡先は、別表第 2 のとおりとする。</u> イ <u>連絡方法は、原則として有線電話又は有線 F A X によるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。</u></p>	<p><u>るものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び<u>応援</u>に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1-2）。</u></p> <p>(5) 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の<u>応援等</u>が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の<u>応援等</u>の要請を電話により直ちに行うものとし、(2)各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び<u>応援</u>に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1-1）。</p> <p>(6) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の<u>応援等</u>が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の<u>応援等</u>の要請を行うものとする。</p> <p>(7) 知事は、被災地の市町長から<u>連絡</u>がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して<u>応援等</u>の要請を行うものとする。</p> <p>(8) 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の<u>応援等</u>が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。</p> <p>(9) 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。</p> <p>(10) 知事は、緊急消防援助隊の<u>応援要請</u>を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。</p> <p>3 <u>緊急消防援助隊の<u>応援等決定通知等</u></u> 知事は、長官から<u>要請要綱別記様式 3-2</u>により<u>応援等</u>決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。 <u>なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では<u>応援先市町を指定することが困難なため、長官が<u>応援先都道府県</u>を指定している場合、知事は長官と<u>応援先市町</u>を調整するものとする。</u></u></p> <p>4 <u>迅速出動等適用時の対応</u> (1) <u>山口県内の消防本部は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の<u>応援</u>が必要な地域等の確認を行い、山口県に対して報告するものとする。</u> (2) <u>山口県は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の<u>応援</u>が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。</u> (3) <u>山口県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の<u>応援</u>が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。</u></p> <p>5 <u>連絡体制</u> 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援要請時</u>の連絡先は、別表第 2 のとおりとする。 イ <u>連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）</u>によるものとする。ただし、有線断絶時には、防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。</p>	<p></p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3項 受援体制</p> <p>1 消防応援活動調整本部の設置</p> <p>(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出勤し、かつ、被災地が複数の場合は、<u>消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）</u>を設置するものとする。</p> <p>なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、<u>調整本部</u>を設置するものとする。</p> <p>(2) <u>調整本部</u>は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。<u>ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。</u></p> <p>2 調整本部の組織</p> <p>(1) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。</p> <p>(2) 調整本部の副本部長は、<u>防災危機管理課長</u>及び山口県に出勤した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。</p> <p>(3) 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>ア <u>防災危機管理課</u>の職員</p> <p>（略）</p> <p>(4) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、<u>防災危機管理課長</u>が専決するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 調整本部の任務等</p> <p>(1) 調整本部は、山口県消防応援活動調整本部と呼称するものとする。</p> <p>(2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、<u>本部長等</u>について長官に対し、<u>連絡するものとする。</u></p> <p>(3) 調整本部は、消防庁、山口県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>ア <u>現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。</u></p> <p>ウ <u>各種情報の集約及び整理に関すること。</u></p> <p>エ <u>自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>オ <u>その他必要な事項に関すること。</u></p> <p>(4) 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。</p> <p>(5) 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。</p> <p>(6) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者に<u>会議出席の必要を認めその要請を行った場合は、</u>消防庁に対して連絡するものとする。</p> <p>(7) <u>調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。</u></p> <p>4 現地消防本部の対応</p> <p><u>現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。</u></p>	<p>第3項 受援体制</p> <p>1 消防応援活動調整本部の設置</p> <p>(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出勤し、かつ、被災地が複数の場合は、<u>調整本部</u>を設置するものとする。</p> <p>なお、被災地が一の場合であっても、<u>警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、</u>知事が必要と認める場合は、<u>調整本部と同様の組織</u>を設置するものとする。</p> <p>(2) <u>調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）</u>は、原則として山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。<u>（削除）</u></p> <p>(3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事をもって充てるものとする。</p> <p>(4) 調整本部の副本部長は、<u>消防保安課長</u>及び山口県に出勤した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。</p> <p>(5) 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>ア <u>消防保安課</u>の職員</p> <p>（略）</p> <p>(6) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、<u>消防保安課長</u>が専決するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(7) <u>調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。</u></p> <p>(8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、<u>本部長、連絡先等</u>について長官に対し<u>速やかに</u>連絡するものとする。</p> <p>(9) 調整本部は、<u>山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、</u>次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>ア <u>被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</u></p> <p>イ <u>被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</u></p> <p>ウ <u>緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。</u></p> <p>エ <u>自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>オ <u>山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</u></p> <p>カ <u>山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。</u></p> <p>キ <u>山口県災害対策本部に設置された災害救助部との連絡調整に関すること。</u></p> <p>ク <u>その他必要な事項に関すること。</u></p> <p>(10) <u>山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。</u></p> <p>(11) 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。</p> <p>(12) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者に<u>調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、</u>その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。</p> <p>(13) <u>調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。</u></p> <p>(14) <u>調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u></p> <p>(15) <u>調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u></p> <p>2 指揮本部の設置</p> <p>(1) <u>被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出勤が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4項 指揮体制及び通信運用体制</p> <p>1 指揮体制等</p> <p>(1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。</p> <p>(2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する<u>指揮支援部隊</u>を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。</p> <p>(3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県<u>隊</u>の活動を指揮するものとする。</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の連絡体制は、<u>運用要綱別記様式5</u>のとおりとする。</p> <p>2 通信運用体制</p> <p>(1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。</p> <p>(2) <u>各消防本部の使用無線周波数は、別表第5のとおりとする。</u></p> <p>第5項 消防応援活動の調整等</p> <p>1 迅速出動時の部隊の受入れ</p> <p>(1) <u>山口県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。</u></p> <p>(3) <u>調整本部は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。</u></p> <p>2 進出拠点</p> <p>(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び<u>現地</u>消防本部と協議するものとする。<u>なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。</u></p> <p><u>ア 陸上部隊の進出拠点及び担当消防本部、航空部隊の進出拠点は、別表第6のとおりとする。</u></p> <p>(2) 調整本部は、<u>決定した進出拠点を進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。</u></p>	<p><u>ア 被害状況の収集に関すること。</u></p> <p><u>イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</u></p> <p><u>ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>(3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。</u></p> <p><u>(5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。</u></p> <p>第4項 指揮体制及び通信運用体制</p> <p>1 指揮体制等</p> <p>(1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。</p> <p>(2) 指揮支援部隊長は、<u>調整本部の本部員として、</u>山口県内で活動する<u>指揮支援隊</u>を統括し、<u>山口県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、</u>緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。</p> <p>(3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県<u>大隊</u>の活動を指揮するものとする。</p> <p><u>(4) 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p><u>(8) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。</u></p> <p>2 通信運用体制</p> <p><u>(削除)</u> 山口県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5項 消防応援活動の調整等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 進出拠点</u></p> <p>(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び<u>被災地</u>消防本部と協議するものとする。<u>(削除)</u></p> <p><u>陸上隊</u>の進出拠点及び担当消防本部、<u>航空隊</u>の進出拠点は、別表第5のとおりとする。</p> <p>(2) 調整本部は、<u>消防庁において決定された進出拠点について、</u>進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。</p> <p>(4) 連絡員等は、到着した<u>応援都道府県隊名及び部隊規模</u>について確認し、調整本部に対して報告するとともに、<u>応援都道府県隊長</u>に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。</p> <p><u>3 任務付与</u> 指揮者は、次に掲げる事項について到着した<u>応援都道府県隊長</u>に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。 (略) <u>エ</u> 使用無線系統 <u>オ</u> 地水利状況 <u>カ</u> その他<u>必要な事項</u></p> <p><u>4 資機材の貸出し</u> (1) 指揮者は、<u>応援都道府県隊長</u>に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。 (2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第<u>7</u>のとおりとする。</p> <p><u>5 ヘリコプター離着陸場所</u> ヘリコプター離着陸場所は、別表第<u>8</u>のとおりとする。</p> <p><u>6 災害拠点病院等</u> 災害拠点病院等は、別表第<u>9</u>のとおりとする。</p> <p><u>7 宿営場所</u> (1) 調整本部は、<u>現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。</u> (2) <u>宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。</u></p> <p><u>8 燃料補給場所</u> <u>陸上部隊及び航空部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。</u></p> <p><u>9 燃料調達要請</u> (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、<u>県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。</u> (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第<u>12</u>のとおりとする。</p> <p><u>10 重機派遣要請</u> (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、<u>県災対本部と協議し、災害時における重機派</u></p>	<p>(4) 連絡員等は、到着した<u>都道府県大隊、都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模</u>について確認し、調整本部に対して報告するとともに、<u>応援都道府県大隊長等</u>に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。</p> <p><u>2 任務付与</u> 指揮者は、次に掲げる事項について到着した<u>応援都道府県大隊長等</u>に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。 (略) <u>エ</u> <u>安全管理に関する体制</u> <u>オ</u> 使用無線系統 <u>カ</u> <u>地理及び水利</u>の状況 <u>キ</u> <u>燃料補給場所</u> <u>ク</u> その他<u>活動上必要な事項</u></p> <p><u>3 資機材の貸出し及び地図の配付</u> (1) 指揮者は、<u>応援都道府県大隊長等</u>に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。 (2) 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第<u>6</u>のとおりとする。 <u>(3) 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。</u></p> <p><u>4 ヘリコプター離着陸場所</u> ヘリコプター離着陸場所は、別表第<u>7</u>のとおりとする。</p> <p><u>5 災害拠点病院等</u> 災害拠点病院等は、別表第<u>8</u>のとおりとする。</p> <p><u>6 宿営場所</u> (1) 調整本部は、<u>災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。</u> (2) <u>調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。</u> <u>(3) 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。</u></p> <p><u>7 燃料補給場所</u> <u>調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。</u> <u>陸上部隊及び航空小隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。</u></p> <p><u>8 燃料調達要請</u> (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、<u>山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。</u> (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第<u>11</u>のとおりとする。</p> <p><u>9 重機派遣要請</u> (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、<u>山口県災害対策本部と協議し、災害時にお</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>遣に関する協定に基づき要請するものとする。</p> <p>(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 <u>12</u> のとおりとする。</p> <p><u>11</u> 物資等調達要請</p> <p>(1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、<u>県災対本部</u>と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。</p> <p>(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 <u>12</u> のとおりとする。</p> <p><u>12</u> 部隊移動</p> <p>緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、<u>別紙第3</u>のとおり行うものとする。</p> <p><u>13</u> 長官の求め又は指示による部隊移動</p> <p>(1) 知事は、長官から<u>運用要綱別記様式 4-1</u>により意見を求められた場合は、<u>指揮者</u>に対して意見を求めるものとする。</p> <p>(2) <u>指揮者</u>は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して<u>運用要綱別記様式 4-2</u>により回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、<u>指揮者</u>の意見を付して、長官に対して<u>運用要綱別記様式 4-3</u>により回答するものとする。</p> <p>(4) 知事は、長官から<u>運用要綱別記様式 4-6</u>により連絡を受けた場合は、<u>指揮者</u>に対して連絡するものとする。</p> <p><u>14</u> 知事による部隊移動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、<u>指揮者</u>の意見を把握するよう努めるとともに、<u>県内</u>の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、<u>指揮支援部隊長及び指揮支援本部長</u>を経由して都道府県<u>隊長</u>に対し、<u>運用要綱別記様式 4-7</u>により指示を行うものとする。</p> <p>(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して<u>運用要綱別記様式 4-8</u>により通知するものとする。</p> <p><u>15</u> 部隊移動に係る連絡</p> <p>調整本部は、部隊移動を行う場合は、<u>災対本部</u>に対して<u>部隊規模、移動経路等</u>を連絡し、道路啓開、先導等の<u>処置を要求</u>するものとする。</p> <p><u>16</u> 活動報告</p> <p>(1) <u>指揮支援本部</u>は、都道府県隊長から<u>運用要綱別記様式 6-2</u>により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。</p> <p>(2) 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。</p> <p>第6項 <u>活動終了</u></p> <p>1 <u>活動終了</u></p> <p>(1) <u>指揮者</u>は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、<u>指揮支援本部長及び都道府県隊長</u>に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。</p> <p>(2) <u>調整本部長</u>は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。</p>	<p>ける重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。</p> <p>(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 <u>11</u> のとおりとする。</p> <p><u>10</u> 物資等調達要請</p> <p>(1) 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、<u>山口県災害対策本部</u>と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。</p> <p>(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 <u>11</u> のとおりとする。</p> <p><u>11</u> 部隊移動</p> <p>緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、<u>別紙第3又は別紙第4</u>のとおり行うものとする。</p> <p><u>12</u> 長官の求め又は指示による部隊移動</p> <p>(1) 知事は、長官から<u>要請要綱別記様式 6-1</u>により意見を求められた場合は、<u>被災地の市町長</u>に対して意見を求めるものとする。</p> <p>(2) <u>被災地の市町長</u>は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して<u>要請要綱別記様式 6-2</u>により回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、<u>被災地の市町長</u>の意見を付して、長官に対して<u>要請要綱別記様式 6-2</u>により回答するものとする。</p> <p>(4) 知事は、長官から<u>要請要綱別記様式 6-4</u>により連絡を受けた場合は、<u>被災地の市町長</u>に対して連絡するものとする。</p> <p><u>13</u> 知事による部隊移動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、<u>被災地の市町長</u>の意見を把握するよう努めるとともに、<u>山口県内</u>の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。</p> <p>(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、<u>指揮支援本部長</u>を経由して都道府県<u>大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長</u>に対し、<u>要請要綱別記様式 6-5</u>により指示を行うものとする。</p> <p>(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して<u>要請要綱別記様式 6-6</u>により通知するものとする。</p> <p><u>14</u> 部隊移動に係る連絡</p> <p>調整本部は、部隊移動を行う場合は、<u>山口県災害対策本部</u>に対して<u>部隊規模</u>を連絡し、道路啓開、先導等の<u>所要の措置を要請</u>するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第6項 <u>応援等の引揚げの決定</u></p> <p>1 <u>活動終了及び引揚げの決定</u></p> <p>(1) <u>被災地の市町長</u>は、<u>指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4-1)</u></p> <p>(3) <u>調整本部長</u>は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。</p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第7項 その他</p> <p>1 情報提供 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。</p> <p>2 地理情報 県及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。</p> <p>3 災害時の体制整備 県、各市町及び各消防本部は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。</p> <p>4 受援計画の策定 (1) 各消防本部は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。 (2) 各消防本部は、当該計画を作成した場合は、県に対して報告するものとする。</p>	<p>第7項 その他</p> <p>1 情報共有 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。 <u>特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。</u></p> <p>2 地理情報 <u>山口県及び各消防本部の消防長</u>は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。</p> <p>3 災害時の体制整備 <u>知事、各市町長及び各消防本部の消防長</u>は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。</p> <p>4 <u>消防本部の受援計画</u>の策定 (1) <u>各消防本部の消防長</u>は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するよう努めるものとする。 (2) <u>各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</u> (3) <u>各消防本部の消防長</u>は、当該計画を策定又は変更した場合は、<u>知事</u>に対して報告するものとする。</p> <p>5 <u>航空隊の受援計画</u> <u>航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。</u></p>	<p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p> <p>当受援計画変更に伴う修正</p>
<p>第4節 緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画（3-19-14）</p> <p>第1項 総則</p> <p>1 目的 この計画は、<u>緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）</u>第3条第3項の規定に基づき、<u>緊急消防援助隊山口県隊（以下「山口県隊」という。）</u>の応援等について必要な事項を定め、山口県隊が迅速に被災地に出動し、的確な<u>応援活動</u>を実施することを目的とする。</p> <p>第2項 山口県隊の編成</p> <p>1 連絡体制等 応援出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援出動時</u>における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 山口県隊の編成 (1) 山口県隊の<u>登録部隊</u>は、別表第3のとおりとする。 (2) 山口県隊は、緊急消防援助隊に登録された<u>部隊</u>のうち、被災地において行う<u>応援</u>に必要な<u>部隊</u>をもって編成するものとする。 なお、山口県隊を編成する期間は、<u>山口県隊発隊式</u>から<u>山口県隊解隊式</u>までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。 (3) <u>山口県隊を大隊</u>とし、<u>山口県隊</u>と呼称するものとする。 (4) <u>県隊長</u>は、代表消防機関の下関市消防局の<u>警防課長</u>をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない</p>	<p>第4節 緊急消防援助隊山口<u>県大隊</u>応援等実施計画（3-19-14）</p> <p>第1項 総則</p> <p>1 目的 この計画は、<u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）</u>第35条の規定に基づき、<u>山口県大隊、山口県統合機動部隊（以下「山口県大隊等」という。）</u>の応援等について必要な事項を定め、山口<u>県大隊等</u>が迅速に被災地に出動し、的確な<u>応援等の活動</u>を実施することを目的とする。</p> <p>第2項 山口<u>県大隊等</u>の編成</p> <p>1 連絡体制等 <u>応援等</u>出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。 ア <u>応援等</u>出動時における関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 山口<u>県大隊等</u>の編成 (1) 山口<u>県</u>の<u>登録隊</u>は、別表第3のとおりとする。 (2) 山口<u>県大隊</u>は、緊急消防援助隊に登録された<u>小隊</u>のうち、被災地において行う<u>応援等</u>に必要な<u>小隊等</u>をもって編成するものとする。 なお、山口<u>県大隊</u>を編成する期間は、<u>発隊式</u>から<u>解隊式</u>までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。 (3) <u>大隊は、都道府県単位</u>とし、山口<u>県大隊</u>と呼称するものとする。 (4) <u>山口県大隊長</u>は、代表消防機関の下関市消防局の<u>職員</u>をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>場合は、代表消防機関代行の周南市消防本部の警防課長をもって充てるものとする。</p> <p>なお、両消防本部から指揮隊を出动させた場合は、代表消防機関代行の警防課長は副隊長として隊長を補佐するものとする。</p> <p>(5) 部隊（中隊）は、消防本部毎又は消火、救助等の任務単位とし、「(例) 下関中隊、山口県消火部隊」と呼称するものとする。</p> <p>なお、消防本部毎の部隊長は、各消防本部の出勤職員から隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の部隊長は、次の消防本部の出勤職員から隊長が上席者を指定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 422 1101 709"> <thead> <tr> <th>部隊名（中隊）</th> <th>中隊長を充てる消防本部名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火部隊</td> <td>柳井地区広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>救助部隊</td> <td>周南市消防本部</td> </tr> <tr> <td>救急部隊</td> <td>宇部・山陽小野田消防局</td> </tr> <tr> <td>後方支援部隊</td> <td>下関市消防局</td> </tr> <tr> <td>特殊災害部隊</td> <td>岩国地区消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>特殊装備部隊</td> <td>防府市消防本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 隊（小隊）は、各車両又は付加された任務単位とし、「(例) 萩消火隊」と呼称するものとする。</p> <p>なお、隊長は、当該隊の上席者をもって充てるものとする。</p> <p>(7) 後方支援部隊の編成は、別表第4のとおりとし、県単位で後方支援部隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。</p> <p><u>3 各隊の保有資機材等</u> 後方支援部隊の保有資機材は、別表第4のとおり。</p> <p><u>4 指揮体制等</u></p> <p>(1) 山口県隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。</p> <p>(2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。</p> <p>(3) 隊長は、山口県隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の管理を受け、山口県隊の活動を管理するものとする。</p> <p>(4) 部隊長（中隊長）は、山口県隊長の管理の下に隊（小隊）の活動を管理するものとする。</p> <p>(5) 隊長（小隊長）は、部隊長（中隊長）の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。</p> <p><u>5 出勤時における無線通信運用体制</u> 出勤時の無線通信運用体制は、別表第5のとおりとする。</p> <p><u>第3項 山口県隊の出勤</u></p> <p><u>1 出勤基準及び集結場所等</u></p> <p>(1) 山口県隊の出勤基準、第一次出勤県及び出勤準備県並びに集結場所は、別表第6のとおりとする。</p> <p>(2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県隊の出勤基準等は、別表第6下段のとおりであり、山口県隊はいずれも第四次出勤隊に規定されている。</p> <p>別表第6【抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="231 1866 1279 1990"> <tbody> <tr> <td>出勤準備県（東海地震が発生した場合）</td> <td>※東海地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定</td> </tr> </tbody> </table>	部隊名（中隊）	中隊長を充てる消防本部名	消火部隊	柳井地区広域消防本部	救助部隊	周南市消防本部	救急部隊	宇部・山陽小野田消防局	後方支援部隊	下関市消防局	特殊災害部隊	岩国地区消防組合消防本部	特殊装備部隊	防府市消防本部	出勤準備県（東海地震が発生した場合）	※東海地震における緊援隊アクションプラン	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県		※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定		<p>いは、代表消防機関代行の周南市消防本部の職員をもって充てるものとする。</p> <p>なお、両消防本部から指揮隊を出动させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副隊長として大隊長を補佐するものとする。</p> <p>(5) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「(例) 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。</p> <p>なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出勤職員から大隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出勤職員から大隊長が上席者を指定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1472 422 2362 709"> <thead> <tr> <th>中隊名</th> <th>中隊長を充てる消防本部名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火中隊</td> <td>柳井地区広域消防本部</td> </tr> <tr> <td>救助中隊</td> <td>周南市消防本部</td> </tr> <tr> <td>救急中隊</td> <td>宇部・山陽小野田消防局</td> </tr> <tr> <td>後方支援中隊</td> <td>下関市消防局</td> </tr> <tr> <td>特殊災害中隊</td> <td>岩国地区消防組合消防本部</td> </tr> <tr> <td>特殊装備中隊</td> <td>防府市消防本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「(例) 萩消火隊」と呼称するものとする。</p> <p>なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。</p> <p>(7) 後方支援中隊の編成は、別表第4のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。</p> <p><u>(8) 統合機動部隊は、別表第5のとおり編成し、山口県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の下関市消防局の職員をもって充てるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3 指揮体制等</u></p> <p>(1) 山口県大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。</p> <p>(2) 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。</p> <p>(3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p><u>(4) 山口県統合機動部隊長は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。</u></p> <p>(5) 中隊長は、山口県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。</p> <p>(6) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4 出勤基準及び集結場所等</u></p> <p>(1) 山口県大隊の出勤基準、第一次出勤県及び出勤準備県並びに集結場所は、別表第6のとおりとする。</p> <p>(2) 東海地震等の3つの大規模地震における山口県大隊の出勤基準等は、別表第6下段のとおりである。</p> <p>別表第6【抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1492 1866 2540 1990"> <tbody> <tr> <td>出勤準備県（東海地震が発生した場合）</td> <td>※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(削除)</u> 山梨県、<u>(削除)</u> 静岡県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定</td> </tr> </tbody> </table>	中隊名	中隊長を充てる消防本部名	消火中隊	柳井地区広域消防本部	救助中隊	周南市消防本部	救急中隊	宇部・山陽小野田消防局	後方支援中隊	下関市消防局	特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部	特殊装備中隊	防府市消防本部	出勤準備県（東海地震が発生した場合）	※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン	<u>(削除)</u> 山梨県、 <u>(削除)</u> 静岡県、愛知県、三重県		※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定		<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>
部隊名（中隊）	中隊長を充てる消防本部名																																									
消火部隊	柳井地区広域消防本部																																									
救助部隊	周南市消防本部																																									
救急部隊	宇部・山陽小野田消防局																																									
後方支援部隊	下関市消防局																																									
特殊災害部隊	岩国地区消防組合消防本部																																									
特殊装備部隊	防府市消防本部																																									
出勤準備県（東海地震が発生した場合）	※東海地震における緊援隊アクションプラン																																									
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県																																										
※東京都及び岐阜県は、県内応援での対応を想定																																										
中隊名	中隊長を充てる消防本部名																																									
消火中隊	柳井地区広域消防本部																																									
救助中隊	周南市消防本部																																									
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局																																									
後方支援中隊	下関市消防局																																									
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部																																									
特殊装備中隊	防府市消防本部																																									
出勤準備県（東海地震が発生した場合）	※【暫定版】東海地震における緊援隊アクションプラン																																									
<u>(削除)</u> 山梨県、 <u>(削除)</u> 静岡県、愛知県、三重県																																										
※神奈川県、長野県及び岐阜県は、県内応援での対応を想定																																										

現 行	修 正 案	備 考
<div data-bbox="231 180 1273 262" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>出動準備県（首都直下地震が発生した場合） ※首都直下地震における緊援隊アクションプラン 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県</p> </div>	<div data-bbox="1492 180 2534 262" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>出動県（首都直下地震が発生した場合） ※首都直下地震における緊援隊アクションプラン <u>（削除）</u> 神奈川県 <u>（削除）</u></p> </div>	
<div data-bbox="231 304 1273 386" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>出動準備県（東南海・南海地震が発生した場合） ※東南海・南海地震における緊援隊アクションプラン 静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県</p> </div>	<div data-bbox="1492 304 2534 386" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>出動県（<u>南海トラフ地震</u>が発生した場合） ※<u>南海トラフ地震</u>における緊援隊アクションプラン <u>宮崎県（九州地方が大きく被災）、大分県（その他の地方が大きく被災）</u></p> </div>	
<p>2 出動準備及び出動可能隊数の報告</p> <p>(1) 各消防本部は、<u>山口県隊</u>が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度6弱（政令市は5強）以上の地震災害が発生した場合、<u>津波・大津波警報</u>が発表された場合又は<u>火山の噴火災害が発生した場合</u>は、出動準備を行うものとする。</p> <p>(2) 前項の場合において、各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>運用要綱別記様式 3-3</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとする。</p> <p>また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して<u>運用要綱別記様式 3-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、消防庁から<u>運用要綱別記様式 3-1</u>により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。</p> <p>この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>運用要綱別記様式 3-3</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、速やかに消防庁に対して<u>運用要綱別記様式 3-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>3 山口県隊の出動</p> <p>(1) 県知事は、消防庁長官から<u>運用要綱別記様式 2-1</u>又は<u>2-2</u>により出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関との協議の上、<u>出動部隊の調整、集結時間・場所、使用無線波</u>、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により<u>各市町長等</u>に対して出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。</p> <p>(2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させるものとする。なお、<u>出動部隊</u>には、原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。</p> <p>(3) 出動に係る<u>部隊</u>の編成は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(4) <u>部隊</u>を出動させた消防本部は、<u>派遣部隊連絡書</u>（様式5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、<u>出動部隊</u>にも、<u>派遣部隊連絡書</u>（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、<u>山口県隊長</u>に提出するものとする。</p> <p>(5) 代表消防機関は、前項の<u>派遣部隊連絡書</u>（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。</p> <p>(6) 県は、<u>消防庁</u>に対して出動隊数を報告するものとする。</p>	<p>第3項 <u>山口県大隊等の出動</u></p> <p>1 出動準備及び出動可能隊数の報告</p> <p>(1) 各消防本部は、<u>山口県大隊</u>が第一次出動<u>県大隊</u>及び出動準備<u>県大隊</u>となる県において震度6弱（政令市は5強）以上の地震災害が発生した場合、<u>大津波警報</u>が発表された場合又は<u>噴火警報（居住地域）が発表された</u>場合は、出動準備を行うものとする。</p> <p>(2) 前項の場合において、各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、直ちに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとする。</p> <p>また、県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、消防庁から<u>要請要綱別記様式 2-1</u>により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。</p> <p>この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、速やかに消防庁に対して<u>要請要綱別記様式 2-2</u>により出動可能隊数の報告を行うものとする。</p> <p>2 <u>山口大隊等</u>の出動</p> <p>(1) 県知事は、消防庁長官から<u>要請要綱別記様式 3-1</u>により出動の求め又は指示を受けた場合は、<u>別表第3～5に基づき</u>、代表消防機関との協議の上、<u>出動する小隊の調整、集結場所・時間、使用無線波</u>、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により<u>各市町長等（各消防本部）</u>に対して出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>なお、受援県内の場所を集結場所に指定する場合は、事前に当該受援県の調整本部と調整するものとする。</p> <p>(2) 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに<u>各小隊</u>を出動させるものとする。なお、<u>出動小隊</u>には、原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。</p> <p>(3) <u>山口県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に山口県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する山口県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、山口県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。</u></p> <p><u>ア 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>イ 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>ウ 被災地消防本部との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>エ 被災地における通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>オ 初期消火、救助及び救急活動に関すること。</u></p> <p><u>カ 航空消防活動の支援に関すること。</u></p> <p><u>キ 宿営場所の設営に関すること。</u></p> <p>(4) 出動に係る<u>山口県大隊等</u>の編成は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(5) <u>小隊</u>を出動させた消防本部は、<u>派遣小隊連絡書</u>（様式5）により県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、<u>出動部隊</u>にも、<u>派遣小隊連絡書</u>（様式5）の写しを携行させ、集結場所到着時、<u>山口県大隊長、統合機動部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）</u>に提出するものとする。</p> <p>(6) 代表消防機関は、前項の<u>派遣小隊連絡書</u>（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）によ</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 迅速出動</p> <p>(1) 迅速出動に係る部隊の編成は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(2) 県及び代表消防機関は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、第一次編成陸上部隊及び第二次編成陸上部隊の集結時間・場所等を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動可能な全隊を出動させるものとする。</p> <p>(4) 関係消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱに該当する事案が発生した場合は、速やかに陸上部隊先遣隊を出動させるものとする。</p> <p>なお、広島県又は島根県で発災したときは、複数の消防本部で陸上部隊先遣隊を編成することとなるため、相互に連絡をとりあって、部隊の編成等を確認するものとする。</p> <p>(5) 陸上部隊先遣隊及び第一次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとする。</p> <p>(6) 第二次編成陸上部隊の部隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県隊長が上席者を指定するものとする。</p> <p>(7) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅰ及びⅡに該当する事案が発生し出動する場合は、速やかに出動予定隊数を県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、運用要綱別記様式3-3により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。</p> <p>(8) 各消防本部は、迅速出動要綱区分Ⅱ及びⅢに該当する事案が発生した場合は、速やかに出動準備を行うとともに、情報収集に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>5 集結場所への集結完了</p> <p>(1) 出動部隊長は、集結場所に到着した時、派遣部隊連絡書（様式5）の写しを県隊長へ提出するとともに、山口県隊概要（様式7）により県隊の概要を確認するものとする。</p> <p>(2) 県隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>6 進出拠点への進出</p> <p>(1) 県隊長は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(3) 県隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各部隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。</p>	<p>り県及び各消防本部に対して報告するものとする。</p> <p>(7) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。</p> <p>3 迅速出動</p> <p>(1) 迅速出動に係る山口県大隊の編成は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(2) 迅速出動に該当する事案が発生した場合、県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。</p> <p>(3) 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、県及び代表消防機関（下関）・代表消防機関代行（周南）に対して、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAX及び電話で報告するものとし、県は、各消防本部の報告を取りまとめて消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。</p> <p>(4) 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。</p> <p>ア 各消防本部は、出動可能な全隊を出動させるものとする。</p> <p>(7) 山口県統合機動部隊は、山口県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。</p> <p>(イ) 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。</p> <p>(ウ) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。</p> <p>イ 県及び代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を協議の上決定し、各消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、(3)に定めるもののほか、山口県統合機動部隊は、山口県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。</p> <p>(6) (4)及び(5)の場合において、後方支援本部は、山口県大隊等が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。</p> <p>(7) 第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。</p> <p>(8) 第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。</p> <p>4 緊急消防援助隊の車両表示</p> <p>緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県大隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。</p> <p>5 集結場所への集結完了</p> <p>(1) 出動中隊長は、集結場所に到着した時、派遣小隊連絡書（様式5）の写しを山口県大隊長等へ提出するとともに、山口県大隊等概要（様式7）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。</p> <p>(2) 山口県大隊長等は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を消防庁及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>6 進出拠点への進出</p> <p>(1) 山口県大隊長等は、進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>(3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>ア 被災地の被害概要 イ 山口県隊の活動地域及び任務 ウ 山口県隊の進出拠点及び出動ルート エ 山口県隊の隊列 オ その他必要な事項</p> <p>(4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動に係る部隊編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>7 進出拠点到着</p> <p>(1) 県隊長は、進出拠点到着後、速やかに県隊名及び部隊規模について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。 なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。</p> <p>(2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、<u>県隊長のみ</u>が先行して前項の任務を行い、無線等により<u>県隊</u>に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p>8 現地到着</p> <p>(1) 県隊長は、応援先市町村到着後、速やかに<u>県隊名、部隊規模等</u>について指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「<u>指揮支援本部</u>」という。）に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。 (略) エ 山口県隊本部を設置する場合はその位置 (略)</p> <p>(2) 県隊長は、速やかに山口県隊現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。</p>	<p>知し、進出拠点へ進出するものとする。</p> <p>ア 被災地の被害概要 イ 山口県大隊等の活動地域及び任務 ウ 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート エ 山口県大隊等の隊列 オ その他必要な事項</p> <p>(4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。</p> <p><u>7 高速自動車国道等の通行</u> <u>高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。</u> ア <u>被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。</u> イ <u>被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書（別紙第2）に必要事項を記入し提出するものとする。</u> <u>なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。</u> ウ <u>料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。</u></p> <p><u>8 情報共有</u> <u>被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>9 進出拠点到着</u></p> <p>(1) <u>山口県大隊長等</u>は、進出拠点到着後、速やかに<u>県大隊名、規模及び保有資機材等</u>について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。 なお、進出拠点に受援県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。</p> <p>(2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、<u>山口県大隊長等</u>のみが先行して前項の任務を行い、無線等により<u>後続する出動隊</u>に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。</p> <p><u>10 現地到着</u></p> <p>(1) <u>山口県大隊長等</u>は、応援先市町村到着後、速やかに<u>県大隊名、規模及び保有資機材等</u>について指揮者及び<u>指揮支援本部長</u>に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。 (略) エ 山口県大隊本部を設置する場合は、<u>その位置</u> (略)</p> <p>(2) <u>山口県大隊長等</u>は、速やかに山口県大隊現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p><u>(3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。</u></p> <p><u>(4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>9 山口県隊本部の設置</p> <p>(1) 県隊長は、必要に応じて県隊長を本部長とする山口県隊本部を設置するものとする。</p> <p>(2) 県隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。</p>	<p><u>第4項 現場活動</u></p> <p><u>1 山口県大隊本部の設置</u></p> <p>(1) <u>山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。</u></p> <p>(4) <u>山口県大隊長は、山口県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>2 活動時における無線通信運用及び情報収集</u></p> <p>(1) <u>活動時の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>3 各隊の保有資機材等</u></p> <p>(1) <u>後方支援中隊の保有資機材は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>後方支援資機材を除く保有資機材は、別表第9のとおりとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>4 県大隊長への報告等</u></p> <p>(1) <u>県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>4 日報</u></p> <p><u>山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。</u></p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>
<p>第4項 後方支援活動</p> <p>1 後方支援本部の設置</p> <p>(1) 山口県隊が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。</p> <p>(2) 後方支援本部長は、県防災危機管理課長をもって充てるものとする。</p> <p>(3) 本部長は、県防災危機管理課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとし、代表消防機関代行は、状況に応じて後方支援本部に参集するものとする。</p> <p>(4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。</p> <p>(5) 後方支援本部は、山口県隊の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県隊長及び関係機関との各種連絡調整</p> <p>イ 山口県隊の出動、集結及び活動に係る調整</p> <p>ウ 山口県隊の活動記録の集約</p> <p>エ 各消防本部に対する山口県隊の活動状況に関する情報提供</p> <p>オ 山口県隊に対する災害に関する情報提供</p> <p>カ 必要な資機材等の手配及び提供に関する調整</p> <p>キ 食糧（3日目で降）の手配及び提供に関する調整</p> <p>ク 増援部隊及び交替部隊の派遣に関する調整</p>	<p>第5項 後方支援活動</p> <p>1 後方支援本部の設置</p> <p>(1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。</p> <p>(2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。</p> <p>(3) 副本部長及び本部長は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。</p> <p>(4) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。</p> <p>(5) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整</p> <p>イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整</p> <p>ウ 山口県大隊等の活動記録の集約</p> <p>エ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供</p> <p>オ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供</p> <p>カ 必要な資機材等の手配に関する調整</p> <p>キ 食糧（3日目で降）の手配に関する調整</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>ケ その他必要な事項</p> <p>(6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。</p> <p>2 後方支援部隊の任務等</p> <p>(1) 後方支援部隊は、山口県隊長の指揮の下、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(2) 後方支援部隊の具体的な活動については、別に定める山口県隊後方支援活動要領により行うものとする。</p> <p>3 相互協力</p> <p>県及び各消防本部は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。</p> <p>第5項 活動終了</p> <p>1 部隊の引揚げ</p> <p>(1) 県隊長は、指揮者から引揚げ指示があった場合は、速やかに調整本部及び指揮支援本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。</p> <p>(2) 県隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の指示により被災地から引揚げるものとする。</p> <p>ア 山口県隊の活動概要（時間、場所、隊数等）</p> <p>2 帰署報告</p> <p>緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊が被災地から帰署した場合は、その旨を県に対して報告するものとし、県は消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>第6項 活動報告等</p> <p>1 県隊長への報告等</p> <p>(1) 県隊長は、必要の都度、山口県隊活動打合せ事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 各部隊長は、災害現場ごとに部隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県隊長に対して報告するものとする。</p> <p>2 日報</p> <p>県隊長は、指揮支援本部に対して運用要綱別記様式6-2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。</p> <p>3 帰署後における報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、全部隊が被災地から帰署した場合は、県及び代表消防機関に対して運用要綱別記様式6-1により活動報告を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して活動報告を行うものとする。</p> <p>4 高速自動車国道等の通行に係る報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した部隊の所属する消防本部は、部隊帰署後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。なお、活動が長期に及び部隊の交代がある場合は、交代した部隊単位で</p>	<p>ク <u>交替要員及び増援隊</u>の派遣に関する調整</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(6) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。</p> <p><u>(7) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。</u></p> <p>2 後方支援<u>中隊</u>の任務等</p> <p>(1) 後方支援<u>中隊</u>は、山口<u>県大隊長</u>の指揮の下、山口<u>県大隊</u>の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(2) 後方支援<u>中隊</u>の具体的な活動については、別に定める<u>要領等</u>により行うものとする。</p> <p>3 相互協力</p> <p>県及び各消防本部は、山口<u>県大隊</u>の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。</p> <p>第6項 活動終了</p> <p>1 <u>山口県大隊等</u>の引揚げ</p> <p>(1) <u>山口県大隊長</u>は、<u>指揮支援部隊長</u>から引揚げの<u>連絡</u>があった場合は、<u>被災地</u>における活動を終了するものとする。</p> <p>(2) <u>山口県大隊長</u>は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援<u>本部長</u>の<u>了承を得て</u>引揚げるものとする。</p> <p>ア 山口<u>県大隊</u>の活動概要（時間、場所、隊数等）</p> <p>2 <u>帰署（所）</u>報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した<u>小隊等</u>の所属する消防本部は、<u>当該小隊等の最終帰署（所）後</u>、県に対して報告するものとする。</p> <p><u>(2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。</u></p> <p>第7項 活動報告等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 帰署後における報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した<u>小隊等</u>の所属する消防本部は、<u>当該小隊等の最終帰署（所）後</u>、県及び代表消防機関に対して<u>要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに</u>活動報告を行うものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>代表消防機関と連携して</u>、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して<u>要請要綱別記様式5-1、5-2により、速やかに活動報告</u>を行うものとする。</p> <p>2 高速自動車国道等の通行に係る報告</p> <p>(1) 緊急消防援助隊として出動した<u>小隊等</u>の所属する消防本部は、<u>当該小隊等の最終帰署（所）後</u>5日以内に、代表消防機関に対して別紙第<u>3</u>により報告するものとする。なお、活動が長期に及び<u>小隊又は中隊</u>の交代が</p>	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>報告するものとする。</p> <p>(2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県隊の最終部隊帰署後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行うものとする。</p> <p>第7項 その他</p> <p>1 緊急消防援助隊の車両表示 緊急消防援助隊として出動する車両は、「緊急消防援助隊山口県隊」と明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。</p> <p>2 高速自動車国道等の通行 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。 ア 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。 イ 被災地からの帰署(所) 途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所) 途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに公務従事車両証明書(別紙第3)に必要事項を記入し提出するものとする。 なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。 ウ 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。</p> <p>3 情報共有 (1) 県又は代表消防機関は、各消防本部に対して、迅速な出動や被災地での的確な活動に必要な情報の提供に努めるものとする。 (2) 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</p> <p>4 消防本部等における事前準備 (1) 各消防本部等は、山口県隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。 (2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水(原則として72時間活動可能)等の整備に努めるものとする。</p> <p>5 航空部隊の応援等 航空部隊に係る応援等については、山口県が別に定めるものとする。</p> <p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 南海トラフ地震の概要 第2項 地震発生確率(3-20-4)</p> <table border="1" data-bbox="142 1696 1329 1831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領 域 名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>20%程度</td> <td>70～80%程度</td> <td>90%程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2018年1月1日時点の評価</p>	領 域 名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70～80%程度	90%程度	<p>ある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。</p> <p>(2) 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、山口県大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内に、県及び消防庁に対して報告を行うものとする。</p> <p>第8項 その他 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 航空中隊の応援等 航空中隊に係る応援等については、県が別に定めるものとする。</p> <p>2 消防本部等における事前準備 (1) 各消防本部等は、山口県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。 (2) 各消防本部等は、応援用資機材・無線機、後方支援資機材、食料・飲料水(原則として72時間活動可能)等の整備に努めるものとする。</p> <p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 南海トラフ地震の概要 第2項 地震発生確率(3-20-4)</p> <table border="1" data-bbox="1406 1696 2582 1831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領 域 名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70～80%</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2019年1月1日時点の評価</p>	領 域 名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上	<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>当実施計画変更に伴う修正</p>
領 域 名			長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率																								
	10年以内	30年以内		50年以内																								
南海トラフ	M8～M9クラス	20%程度	70～80%程度	90%程度																								
領 域 名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率																										
		10年以内	30年以内	50年以内																								
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上																								
		<p>当実施計画変更に伴う修正</p> <p>時点修正</p>																										

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																												
<p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3項 応援要請（3-20-10）</p> <p>4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</p> <p>第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係（3-20-11）</p> <h2>第4編 復旧・復興計画</h2> <p>第1章 復旧・復興活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 被害復旧対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（4-1-2）</p> <table border="1" data-bbox="231 699 566 863"> <tr> <td rowspan="4">本 部 員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="124 940 1329 1514"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">農林水産 対策部</td> <td>農林水産総務</td> <td>農林水産政策課</td> <td>(略) 5 農林事務所、水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市場・金融</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>9 農林事務所との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>15 農林事務所等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 農林事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>21 農林事務所との連絡調整に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 被災者の生活再建計画</p> <p>第1節 被災者の生活確保</p> <p>第1項 生活相談（4-2-2）</p> <table border="1" data-bbox="210 1671 1329 1877"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課(室)名</th> <th>係(班)名</th> <th>主な相談業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td rowspan="3">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉</td> <td>生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>こども家庭</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 員	総務部長	危機管理監	総合企画部長	(略)	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略) 5 農林事務所、水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	市場・金融	(略)	(略)	(略)	農業振興	農業振興課	9 農林事務所との連絡等に関すること。 (略)	(略)	農村整備	農村整備課	15 農林事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	畜産	畜産振興課	19 農林事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	林務	森林企画課 森林整備課	21 農林事務所との連絡調整に関すること。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付	地域保健福祉	生活福祉資金の貸付		被災者生活再建支援制度	こども家庭	(略)	(略)	<p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3項 応援要請（3-20-10）</p> <p>4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国四国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</p> <p>第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係（3-20-11）</p> <h2>第4編 復旧・復興計画</h2> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>2 県本部の組織（4-1-2）</p> <table border="1" data-bbox="1495 699 1857 863"> <tr> <td rowspan="4">本 部 員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>総務部理事(危機管理担当)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="1389 940 2576 1514"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">農林水産 対策部</td> <td>農林水産総務</td> <td>農林水産政策課</td> <td>(略) 5 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市場・金融</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>9 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>15 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>21 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 被災者の生活再建計画</p> <p>第1節 被災者の生活確保</p> <p>第1項 生活相談（4-2-2）</p> <table border="1" data-bbox="1478 1671 2576 1877"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課(室)名</th> <th>係(班)名</th> <th>主な相談業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td rowspan="3">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉</td> <td>生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>こども家庭</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 員	総務部長	総務部理事(危機管理担当)	総合企画部長	(略)	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略) 5 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	市場・金融	(略)	(略)	(略)	農業振興	農業振興課	9 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	農村整備	農村整備課	15 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	畜産	畜産振興課	19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)	林務	森林企画課 森林整備課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付		被災者生活再建支援制度	地域保健福祉	生活福祉資金の貸付	こども家庭	(略)	(略)	<p>機関名変更</p> <p>誤記修正</p> <p>組織改正</p> <p>誤記修正</p> <p>事務分掌の変更</p>
本 部 員		総務部長																																																																																																												
		危機管理監																																																																																																												
		総合企画部長																																																																																																												
	(略)																																																																																																													
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																																																																																										
農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略) 5 農林事務所、水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	市場・金融	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
	農業振興	農業振興課	9 農林事務所との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	農村整備	農村整備課	15 農林事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	畜産	畜産振興課	19 農林事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	林務	森林企画課 森林整備課	21 農林事務所との連絡調整に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容																																																																																																											
健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付																																																																																																											
		地域保健福祉	生活福祉資金の貸付																																																																																																											
			被災者生活再建支援制度																																																																																																											
	こども家庭	(略)	(略)																																																																																																											
本 部 員	総務部長																																																																																																													
	総務部理事(危機管理担当)																																																																																																													
	総合企画部長																																																																																																													
	(略)																																																																																																													
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																																																																																										
農林水産 対策部	農林水産総務	農林水産政策課	(略) 5 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	市場・金融	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
	農業振興	農業振興課	9 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	農村整備	農村整備課	15 農林水産事務所等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	畜産	畜産振興課	19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	林務	森林企画課 森林整備課	21 農林水産事務所等との連絡調整に関すること。 (略)	(略)																																																																																																										
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																										
部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容																																																																																																											
健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付																																																																																																											
			被災者生活再建支援制度																																																																																																											
		地域保健福祉	生活福祉資金の貸付																																																																																																											
	こども家庭	(略)	(略)																																																																																																											

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>第6項 生活資金の確保</p> <p>1 生活福祉資金の貸付け（4-2-5）</p> <p>(1) 資金の種類 資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、<u>教育支援金</u>、不動産担保型生活資金がある。</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金（4-2-6）</p> <p>(3) 利率 <u>年2.0%</u></p> <p>4 災害援護資金の貸付け（4-2-7）</p> <table border="1" data-bbox="210 499 1329 823"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>根拠法令等</th> <th>貸付金額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(4) 償還方法 年賦又は半年賦</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(5) 貸付利率 年3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6) 保証人 原則として、同一市町に居住する者1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9項 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>3 支援金の支給申請等（4-2-10）</p> <p>③ 支援金支給に係る手続き</p> <div data-bbox="320 989 952 1108"> </div> <p>第10項 罹災証明書の交付（4-2-10）</p> <p>市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>第11項 被災者台帳（4-2-10）</p> <p>1 作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保（4-3-3）</p> <p>県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、(略)</p> <p>2 地方債</p> <p>災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債としては、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>単独</u>災害復旧事業債</p> <p>(4) 地方公営企業等災害復旧事業債</p> <p>(5) 火災復旧事業債</p> <p>(6) 小災害債</p>	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	(略)	(略)	(略)	(略)				(4) 償還方法 年賦又は半年賦				(5) 貸付利率 年3%				(6) 保証人 原則として、同一市町に居住する者1名	<p>第6項 生活資金の確保</p> <p>1 生活福祉資金の貸付け</p> <p>(1) 資金の種類（4-2-5） 資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、<u>教育支援資金</u>、不動産担保型生活資金がある。</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金（4-2-6）</p> <p>(3) 利率 <u>年1.63%（保証料別途）</u></p> <p>4 災害援護資金の貸付け（4-2-7）</p> <table border="1" data-bbox="1478 499 2585 823"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>根拠法令等</th> <th>貸付金額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(4) 償還方法 年賦、<u>半年賦又は月賦</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(5) 貸付利率 <u>年3%以内で条例で定める額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6) 保証人 <u>各市町の条例による</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第9項 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>3 支援金の支給申請等（4-2-10）</p> <p>③ 支援金支給に係る手続き</p> <div data-bbox="1581 989 2214 1108"> </div> <p>第10項 罹災証明書の交付（4-2-10）</p> <p>市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して</u>、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>第11項 被災者台帳（4-2-10）</p> <p>1 作成</p> <p>市町は、必要に応じて<u>被災者生活再建支援システムを活用して</u>、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保（4-3-3）</p> <p>県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、(略)</p> <p>2 地方債</p> <p>災害復旧事業等<u>の対象となる</u>地方債としては、次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>一般単独</u>災害復旧事業債</p> <p>(4) 地方公営企業災害復旧事業債</p> <p>(5) 火災復旧事業債</p> <p>(6) 小災害<u>復旧事業債</u></p>	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	(略)	(略)	(略)	(略)				(4) 償還方法 年賦、 <u>半年賦又は月賦</u>				(5) 貸付利率 <u>年3%以内で条例で定める額</u>				(6) 保証人 <u>各市町の条例による</u>	<p>誤記修正</p> <p>利率変更</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等の改正に伴う修正</p> <p>組織名変更</p> <p>被災者生活再建支援システム導入に伴う修正</p> <p>被災者生活再建支援システム導入に伴う修正</p> <p>誤記修正</p>
貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
			(4) 償還方法 年賦又は半年賦																																							
			(5) 貸付利率 年3%																																							
			(6) 保証人 原則として、同一市町に居住する者1名																																							
貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																							
			(4) 償還方法 年賦、 <u>半年賦又は月賦</u>																																							
			(5) 貸付利率 <u>年3%以内で条例で定める額</u>																																							
			(6) 保証人 <u>各市町の条例による</u>																																							